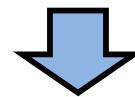


第9回湧別川ほか 減災対策協議会
第9回渚滑川ほか 減災対策協議会

令和5年 7月 31日

これまでの経緯

平成27年9月の関東・東北豪雨では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失により大きな被害が発生。



社会全体で大規模な氾濫の発生に備える
「水防災意識社会 再構築ビジョン」に取り組む

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに**「水防災意識社会 再構築ビジョン」**として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

〈ソフト対策〉 · 住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

〈ハード対策〉 · 「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。



国、北海道、市町等からなる
「減災対策協議会」を設置



オホーツク圏では国直轄の
網走川・常呂川・湧別川・渚滑川
 流域で設置

第1回減災対策協議会開催
 (平成28年4月)
おおむね5年で実施する取組を検討



平成28年8月には東北・北海道を襲った連続台風においても甚大な被害が発生したことから、協議会の取組をさらに加速させるため「大規模氾濫減災対策協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部が改正され、おおむね5年で実施する取組の検討が将来にわたって検討し続けることになった。また、国だけではなく都道府県管理の全ての対象河川において、取組をとりまとめることになった。

- ・大規模氾濫減災協議会の創設
- ・市町村による水害リスク情報の周知制度の創設
- ・要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化
- ・国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上
- ・民間を活用した水防活動の円滑化
- ・浸水拡大を抑制する施設等の保全

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現

減災のための目標（湧別川ほか）

湧別川を中心とした中小河川を含む水害リスクに対して以下の「目標」及び「目標達成に向けた3本柱」とした。

■ 5年間で達成すべき目標

湧別川のほか中小河川も含む地域で発生しうる大規模水害に対し、「高速な洪水流から地域を守る」「迅速・確実な避難」を目指す。

■ 目標達成に向けた3本柱の取組

洪水氾濫を未然に防ぐ対策や、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防天端保護などの危機管理型ハード対策等に加え、避難行動や水防活動などのソフト対策にも重点を置いている。

流域の関係機関が取組方針

避難行動のための取組

高速流や広範囲の浸水から人的被害を防ぐための
迅速かつ確実な避難行動

水防活動のための取組

河岸侵食や氾濫水の流下・拡散を最小限にする
ための迅速かつ確実な水防活動

排水活動のための取組

救助活動、道路途絶や社会経済活動の早期復旧
のための迅速かつ確実な水防活動

減災のための目標（渚滑川ほか）

渚滑川を中心とした中小河川を含む水害リスクに対して以下の「目標」及び「目標達成に向けた3本柱」とした。

■ 5年間で達成すべき目標

渚滑川のほか中小河川も含む地域で発生しうる大規模水害に対し、「高速な洪水流から地域を守る」「迅速・確実な避難」を目指す。

■ 目標達成に向けた3本柱の取組

洪水氾濫を未然に防ぐ対策や、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防天端保護などの危機管理型ハード対策等に加え、避難行動や水防活動などのソフト対策にも重点を置いている。

流域の関係機関が取組方針

避難行動のための取組

高速流や広範囲の浸水から人的被害を防ぐための
迅速かつ確実な避難行動

水防活動のための取組

河岸侵食や氾濫水の流下・拡散を最小限にする
ための迅速かつ確実な水防活動

排水活動のための取組

救助活動や物流活動の早期復旧のための
迅速かつ確実な水防活動

オホーツク圏域における「7つの減災協議会」

オホーツク圏域における減災対策協議会

凡例

- ：直轄管理河川（区間）
■：知事管理河川（区間）
■：水位周知河川（道）



オホーツク西部減災対策協議会

西興部村、雄武町】

渚滑川ほか減災対策協議会

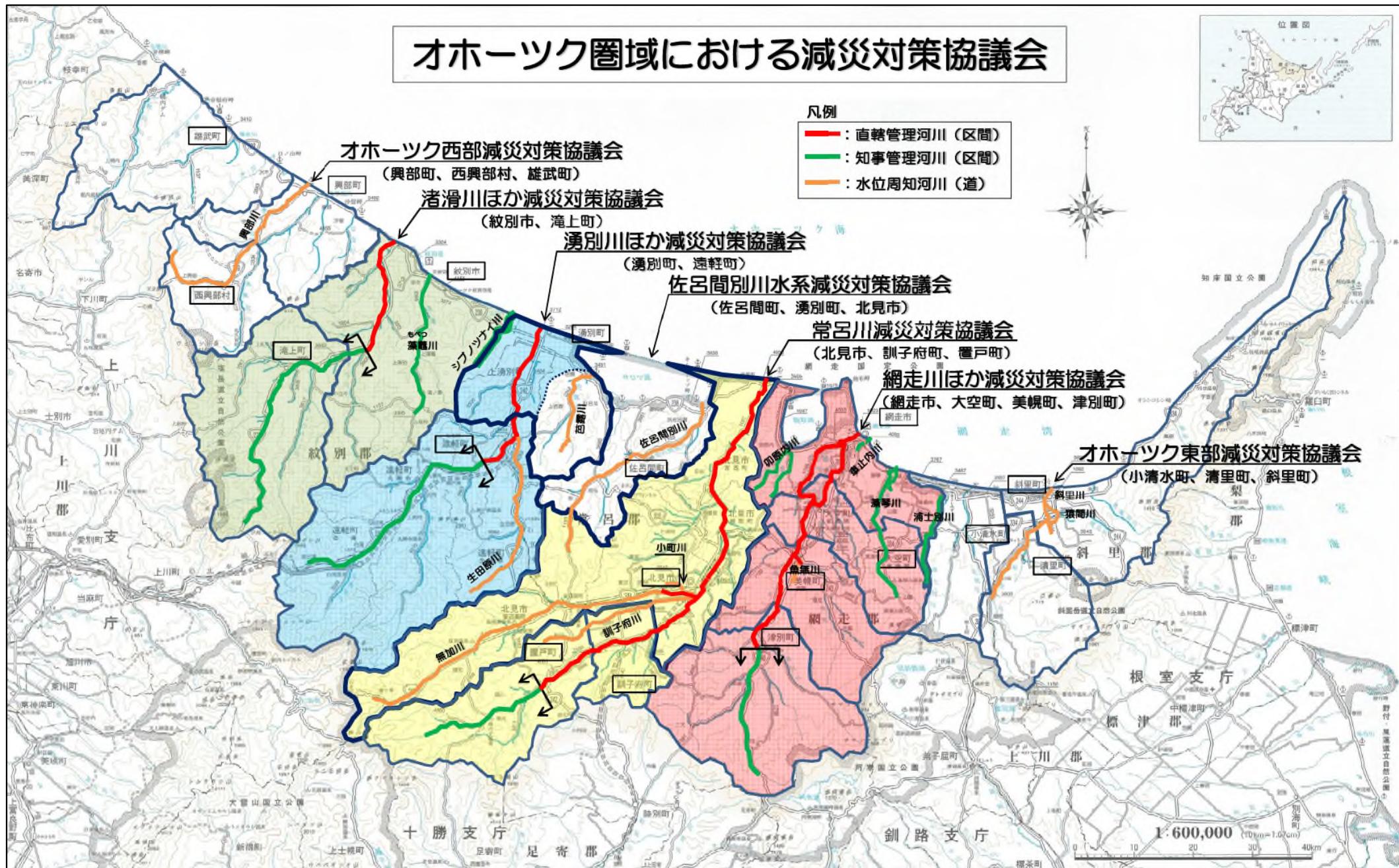
湧別川ほか減災対策協議会

佐呂間別川水系減災対策協議会

常呂川減災対策協議会

(北見市、訓子府町、置戸町)
網走市、大空町、美幌町、津別町
網走川ほか減災対策協議会

オホーツク東部減災対策協議会 (小清水町、清里町、斜里町)



幹事会報告

第11回湧別川ほか減災対策協議会幹事会

(令和5年2月20日開催)

第12回渚滑川ほか減災対策協議会幹事会

(令和5年2月8日開催)

○令和4年度の取組フォローアップ

- ・「関係機関からの取組内容報告」

○令和5年度以降に取り組むべき事項

- ・「R5年度以降の取組項目の確認」



湧別川ほか減災対策協議会幹事会(R5.2.20)



渚滑川ほか減災対策協議会幹事会(R5.2.8)

取組状況のフォローアップ

■迅速かつ確実な避難行動のための取組



洪水による堤防決壊時の緊急対策
シミュレーション検討会を実施
(網走開発建設部)



災害用ドローン操縦訓練・積み土のう訓練
(北海道警察 北見方面本部、網走・北見・美幌・遠軽・紋別警察署)



気象台と連携した教養セミナーの開催



重要水防箇所の共同点検を実施
(網走開発建設部)



各種訓練の場を活用した
渡河ボートの操作訓練



災害用ドローン操縦訓練

■迅速かつ確実な避難行動のための取組



避難情報等伝達機器貸与(網走市)



総合防災訓練の実施(美幌町)



防災総合訓練の実施(北見市)



認定こども園避難訓練(訓子府町)



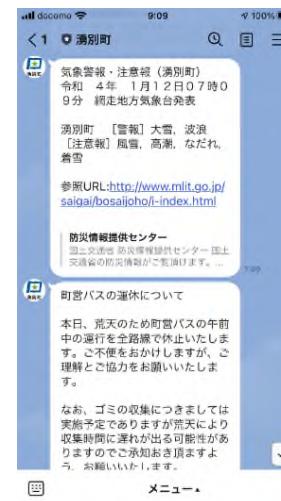
段ボールベッド使用体験
(置戸町)



避難情報等伝達機器の整備
IP無線機の拡充
(津別町)

フォローアップ (R4年度) 主な取組状況

■迅速かつ確実な避難行動のための取組



非常災害時における情報伝達手段の多重化
(湧別町)



遠軽町芸術文化交流プラザを新たな防災拠点として
使用要領の検討開始(遠軽町)

フォローアップ (R4年度) 主な取組状況

■迅速かつ確実な水防活動のための取組

- ・水害リスク情報の周知や自助防災意識の啓発(網走地方気象台)



気象防災ワークショップ



警察官を対象とした教養セミナー



津別中 1日防災学校

- ・危機管理型ハード対策(オホーツク総合振興局)



河道掘削の実施(ポンニコロ川)



河道掘削の実施(生田原川)



完了後

フォローアップ (R4年度) 主な取組状況

■迅速かつ確実な水防活動のための取組



水防活動の担い手となる
消防団員の実動訓練



消防団幹部を中心とした募集活動



一級河川水防連絡協議会地方部会が実施する
合同巡回への参加

(網走・北見・遠軽・紋別地区消防組合消防本部、美幌・津別広域事務組合)

■効率的・効果的な排水活動のための取組

- ・防災活動のためのハード整備及び有効活用の取組(網走開発建設部)



災害対策車操作訓練



ポンプ車排水訓練



排水状況



照明車操作訓練

情報提供

① 台風第2号及び前線による大雨の被害 と国土交通省の対応

| |
|------------------|
| 災害情報 |
| 令和5年6月19日11:00現在 |
| 国土交通省 |

台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨による被害状況等について（第13報）

※ これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

1 気象状況 気象庁発表

- 台風第2号が5月31日から6月2日にかけて沖縄地方にかなり接近した。台風により、沖縄・奄美では大雨となった所があり、非常に強い風が吹いて、海上は猛烈なしきとなった。
- 梅雨前線が1日から3日午前中にかけて本州付近に停滞した。前線に向かって台風周辺の非常に暖かく湿った空気が流れ込んだため、2日には前線の活動が活発になった。
- 西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となり、高知県、和歌山県、奈良県、三重県、愛知県、静岡県で線状降水帯が発生した。1時間に80ミリ以上の猛烈な雨が降り、1時間降水量が観測史上1位の値を更新した地点があった。また、降り始めからの雨量は東海地方で500ミリを超えたほか、四国地方、近畿地方、関東地方でも400ミリを超え、平年の6月の月降水量の2倍を超えた地点があった。

2 体制等

- 警戒体制：気象庁
- 注意体制：本省、関東地整、中部運輸、国総研、地理院

3 一般被害情報（消防庁HP 6/12 10:00時点）

- 人的被害
 - ・死者6人（静岡2、愛知1、和歌山2、沖縄1）
 - ・行方不明者1人（和歌山1）
 - ・重傷5人（神奈川2、山梨2、和歌山1）
- 住家被害
 - ・全壊12棟（静岡5、愛知県1、奈良1、和歌山5）
 - ・半壊28棟（静岡1、奈良1、和歌山26）
 - ・床上浸水2,419棟（茨城県474、埼玉県748、千葉県3、静岡県174、愛知県177、奈良県4、和歌山県838、高知県1）

4 被害情報等

(1) 河川（6/19 9:00時点）

28水系44河川にて氾濫。

○国管理河川（3水系3河川）

- ・大和川水系大和川で溢水に伴う道路の冠水、那賀川水系桑野川で無堤

部の田畠の冠水、豊川水系豊川で霞堤部の浸水を確認（既に解消済み）。

・その他、内水被害については調査中。

○都道府県管理河川（9都府県27水系41河川）

- ・愛知県管理の豊川水系善光寺川では、流入先の豊川放水路の水位上昇に伴い氾濫が発生し、大規模な浸水被害が発生（既に解消済み）。
- ・静岡県管理の太田川水系敷地川において、昨年の災害からの仮復旧のための大型土のうが流出・決壊し、浸水被害が発生（既に浸水は解消し、決壊箇所の締切完了済み）。
- ・その他、内水被害等については調査中。

(2) ダム

○洪水調節（事前放流を含む）を実施 158ダム

158ダムのうち、事前放流の基準に達したダム 116ダム

・事前放流を実施 55ダム（うち、利水ダム26）

・すでに事前放流の容量を確保 61ダム（うち、利水ダム42）

(3) 砂防

○土砂災害（6/19 10:00時点）

- ・308件（福島県2、千葉県11、神奈川県29、山梨県1、長野県6、岐阜県6、静岡県51、愛知県39、三重県4、滋賀県1、大阪府6、兵庫県3、奈良県6、和歌山県127、徳島県2、高知県12、宮崎県2）

人的被害 死者1名（静岡県（浜松市）1）

負傷者1名（静岡県（浜松市）1）

人家被害 全壊9戸（静岡県3、愛知県1、和歌山県5）

一部損壊73戸（千葉県3、神奈川県1、長野県2、静岡県8、愛知県3、大阪府3、奈良県3、兵庫県1、和歌山県47、高知県2）

○土砂災害警戒情報

22都府県 270市区町村に発表

（福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県）

※全て解除済み

(4) 道路（6/19 9:00時点）

○高速道路

被災による通行止め：なし

雨量基準超過等による通行止め：なし

台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨による主な被害

(令和5年6月6日(火) 8時00分時点)



台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨による主な被害

(令和5年6月6日(火) 8時00分時点)



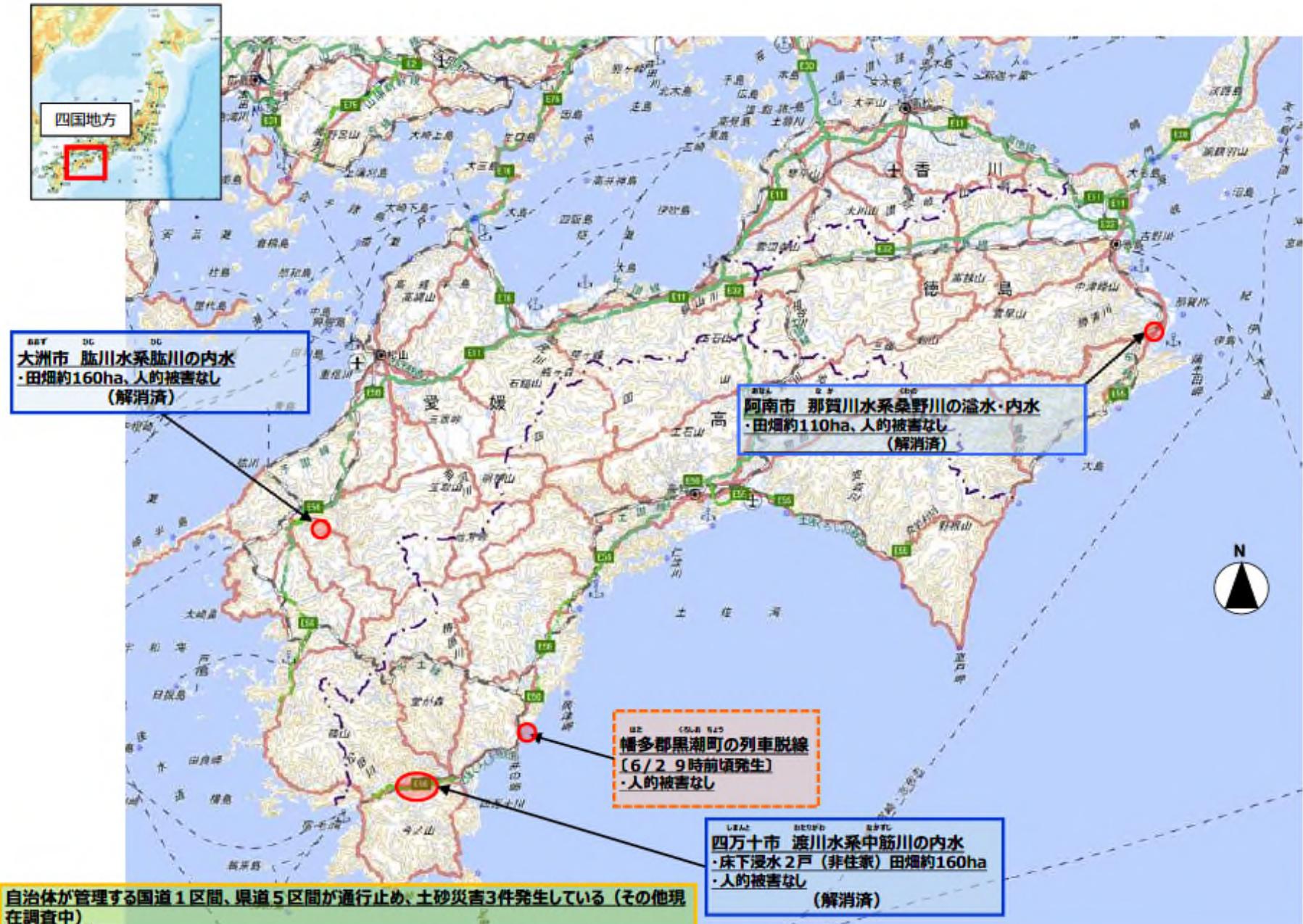
台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨による主な被害

(令和5年6月6日(火) 8時00分時点)



台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨による主な被害

(令和5年6月6日(火) 8時00分時点)



令和5年6月2日からの梅雨前線及び台風2号に伴う鉄道の主な被害について 国土交通省 中部エリア

令和5年6月6日7時00分時点



令和5年6月2日からの梅雨前線及び台風2号に伴う鉄道の主な被害について 国土交通省
近畿及び四国エリア 令和5年6月6日7時00分時点

令和5年6月6日7時00分時点



- 台風2号の影響により本州付近に停滞した梅雨前線が活発となり、西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となり、高知県、和歌山県、奈良県、三重県、愛知県、静岡県で線状降水帯が発生。
この影響で、各地で土砂崩れや浸水の被害が発生した。
- 国土交通省では、関東、中部、近畿、四国地方の地方公共団体へ**TEC-FORCE等を派遣**し、リエゾン活動、気象解説(JETT)、応急対策、被災状況調査などの自治体支援を実施。

・派遣人数
のべ 84人・日
・災害対策用機械
のべ 189台・日

■リエゾン、JETTによる情報支援等

- リエゾンによる自治体から支援ニーズの聞き取り、支援内容の調整、JETTによる気象情報の提供等を実施



■災害対策用機械による支援活動

- 各地で発生した浸水の排除を実施



■防災ヘリによる広域被災調査

- 土砂災害、浸水状況を調査し、調査映像を自治体等と共有



② 6月29日からの大雨による被害 と国土交通省の対応

災害情報
令和5年7月7日 08:45 現在
国土交通省

6月29日からの大雨に関する被害状況等について（第11報）

※ これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

1 気象状況 気象庁発表（7/7 6:00 時点）

- 6月28日から7月6日には、活動の活発な梅雨前線や上空の寒気の影響で、沖縄地方を除いて全国的に大雨となった。1日から3日は山口県や熊本県、鹿児島県（奄美地方）で線状降水帯が発生した。
- 九州北部地方や九州南部・奄美地方では、1時間降水量が80ミリ以上の猛烈な雨を観測した。また、6月28日から7月6日の総降水量は、九州では700ミリを超える、九州北部地方を中心に平年の7月の月降水量を超えた地点があった。
- 梅雨前線が九州の西にのびている。活動が活発となって10日にかけて西日本から東日本付近に停滞する。九州では7日昼前から雷を伴った激しい雨が降り、その後、大雨の範囲は東日本にも広がる。10日にかけて西日本や東日本では雷を伴った激しい雨が降り、大雨となるおそれがある。なお、6月28日からの大雨で、九州を中心に地盤が緩んでいた所があるため、少しの雨でも土砂災害の危険度が高まるおそれがある。
- 土砂災害に厳重に警戒、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒。落雷や突風に注意。
- 梅雨前線は、11日以降も日本付近に停滞するため、今後の気象情報に留意。

2 体制等

- 警戒体制：本省、中国地整、気象庁、国総研
- 注意体制：中部地整、九州地整、中国運輸、九州運輸、国土地理院

3 一般被害情報（消防庁 HP 7/6 9:00 時点）

- 人的被害
 - ・死者 1人（山口1）
 - ・行方不明者 2人（山口1、大分1）
- 住家被害
 - ・全壊 4棟（愛媛2、福岡1、大分1）
 - ・半壊 23棟（愛媛21、福岡1、長崎1）
 - ・床上浸水 283棟（岐阜県1、山口272、愛媛1、熊本県8、鹿児島1）
 - ・床下浸水 393棟（新潟1、石川5、長野2、岐阜県2、広島2、山口356、愛媛2、熊本23）

4 被害情報等

（1）河川（7/7 5:00 時点）

16水系 24河川にて氾濫。

○国管理河川（1水系 1河川）

- ・佐波川水系佐波川の霞堤部にて農地浸水あり（概ね解消）。
- ・その他の河川の被害については内水被害を含めて調査中。

○都道府県管理河川（15水系 23河川）

- ・8県（石川県、長野県、岐阜県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県）において、15水系 23河川で氾濫に伴う浸水被害が発生（概ね解消）。このうち、山口県管理の粟野川水系粟野川では、堤防が決壊し、農地が浸水（応急復旧を実施中）。
- ・その他の河川の被害については内水被害を含めて調査中。

（2）ダム

○洪水調節（事前放流を含む）を実施 102ダム

102ダムのうち、事前放流の基準に達したダム 32ダム

- ・事前放流を実施 17ダム（うち、利水ダム8）
- ・すでに事前放流の容量を確保 15ダム（うち、利水ダム12）

※基準降雨量との関係やダムの運用について評価中であり、数値が変更となる場合があります。

（3）砂防

○土砂災害（7/7 7:45 時点）

- ・65件（新潟県2、石川県7、長野県2、岐阜県3、島根県1、広島県3、山口県9、佐賀県1、長崎県2、熊本県13、大分県3、宮崎県3、鹿児島県16）

人的被害 行方不明者 1名（大分県（由布市）1）

負傷者 1名（鹿児島県（日置市）1）

人家被害 全壊 1戸（大分県1）

一部損壊 8戸（長野県1、山口県1、佐賀県1、熊本県1、宮崎県2、鹿児島県2）

○土砂災害警戒情報（7/7 7:45 時点）

17県 141市町村に発表（千葉県、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

※全て解除済み

（4）道路（7/7 6:45 時点）

○高速道路

被災による通行止め：なし

雨量基準超過等による通行止め：なし

○有料道路

令和5年 6月29日からの大雨に関する河川の被害情報等について

令和5年7月6日 5:00時点

国土交通省 水管理・国土保全局

○国管理河川 (1水系1河川)

- ・佐波川水系佐波川の霞堤部にて農地浸水あり(概ね解消)。その他の河川の被害については内水被害を含めて調査中。

○都道府県管理河川 (14水系19河川)

- ・8県(石川県、長野県、岐阜県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県)において、14水系19河川で氾濫に伴う浸水被害が発生(概ね解消)。このうち、山口県管理の粟野川水系粟野川では、堤防が決壊し農地が浸水(応急復旧中)。
- ・その他の河川の被害については内水被害を含めて調査中。

○ダム

※基準降雨量との関係やダムの運用について評価中であり、数値が変更となる場合があります。

- ・102ダムにおいて洪水調節(事前放流を含む)を実施。うち、17ダム(うち、利水ダム8ダム)において事前放流を実施。

<山口県> (概ね解消)

佐波川(さばがわ)水系佐波川(防府市、山口市)
〔霞堤からの浸水〕 ※国管理

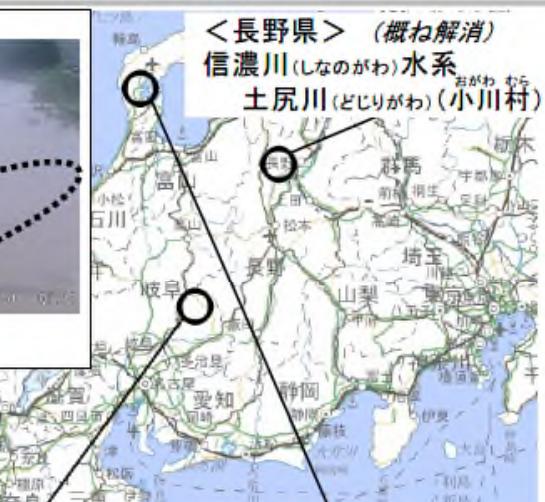
厚狭川(あさがわ)水系

厚狭川、麦川川(むぎかわがわ)(美祢市)
桜川(さくらかわ)、随光川(ずいこうがわ)(山陽小野田市)
粟野川(あわのがわ)水系粟野川(下関市)
大内川(おおうちがわ)水系熊川(くまかわ)(平生町)
椹野川(ふしのがわ)水系茶屋川(ちゃやがわ)(山口市)
厚東川(こうとうがわ)水系厚東川(宇部市)



<長野県> (概ね解消)

信濃川(しなのがわ)水系
土尻川(どじりがわ)(小川村)



<福岡県> (概ね解消)

西郷川(さいごうがわ)水系本木川(もときがわ)(福津市)

<熊本県> (概ね解消)

緑川(みどりかわ)水系

木山川(きやまがわ)、岩戸川(いわとがわ)(益城町)
境川(さかいがわ)水系境川(玉名市)



岩戸川の氾濫状況



<石川県> (概ね解消)

熊木川(くまきがわ)水系
熊木川、日用川(ひょうがわ)(七尾市)



熊木川の農地浸水

<鹿児島県> (概ね解消)

甲突川(こうつきがわ)水系宮脇川(みやわきがわ)(鹿児島市)
神之川(かみのかわ)水系野田川(のだがわ)(日置市)

6月29日からの大雨による土砂災害発生状況

令和5年7月6日8:00現在 速報版

土砂災害発生件数

64件

| | |
|------|-----|
| 土石流等 | 3件 |
| 地すべり | 1件 |
| がけ崩れ | 60件 |

【被害状況】

| | | |
|------|-------|----|
| 人的被害 | 安否不明者 | 1名 |
| | 負傷者 | 1名 |
| 家屋被害 | 全壊 | 1戸 |
| | 一部損壊 | 8戸 |



6/30

地すべり

ゆふしゆふいんちょうかわにし
大分県由布市湯布院町川西

安否不明者: 1名
全壊: 1戸



7/1

がけ崩れ

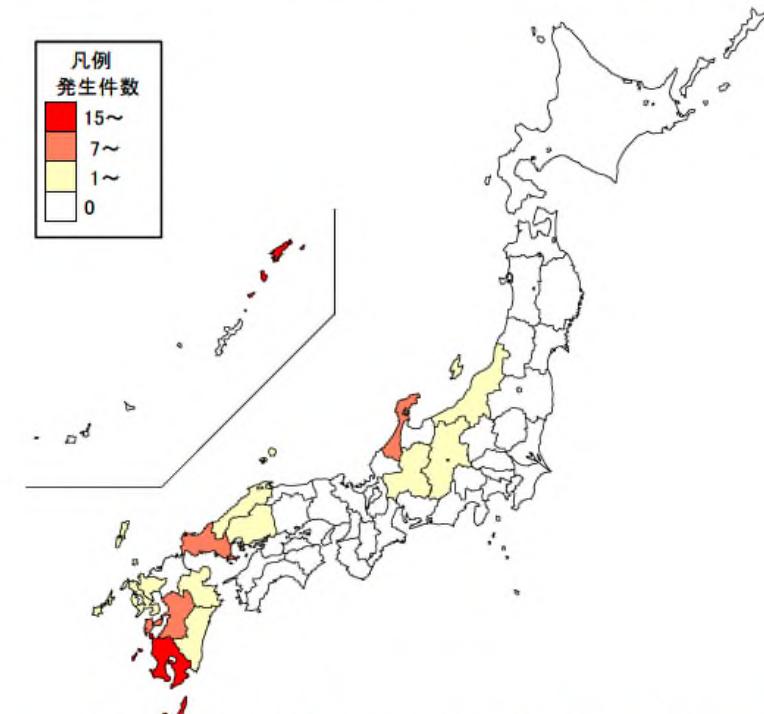
ななおしなかじまちやち
石川県七尾市中島町谷内



凡例

発生件数

| |
|-----|
| 15~ |
| 7~ |
| 1~ |
| 0 |



7/1

がけ崩れ

しゅうなんしくりや
山口県周南市栗屋



発生件数上位 4 県

| | |
|------|------|
| 鹿児島県 | 16 件 |
| 熊本県 | 12 件 |
| 山口県 | 9 件 |
| 石川県 | 7 件 |

※これは速報値であり、今後数値等が変わる可能性があります。

令和5年梅雨前線による大雨に係る主な道路の被害

(令和5年7月6日(木) 7時00分時点)

- 高速道路では、被災による通行止めなし
- 直轄国道では、被災による通行止めなし
- 補助国道では、3路線3区間で通行止めが発生
- 都道府県道では、9県40区間で通行止めが発生

<都道府県道等の被災等による通行止め>

岐阜県（1区間）、愛知県（1区間）、岡山県（1区間）、
山口県（18区間）、愛媛県（3区間）、福岡県（2区間）、
熊本県（12区間）、宮崎県（1区間）、鹿児島県（1区間）
※この他、愛媛県の町道の全面通行止めにより1箇所で孤立が発生

県道熊本高森線[7/3 9:00～通行止め]

かみまさきぐん ましまち たばる
熊本県上益城郡益城町田原
路肩崩壊



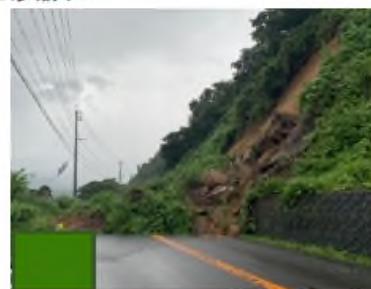
国道445号[7/3 8:30～通行止め]

かみまさきぐん やまとちょうかねうち
熊本県上益城郡山都町金内
橋梁損傷(流出)



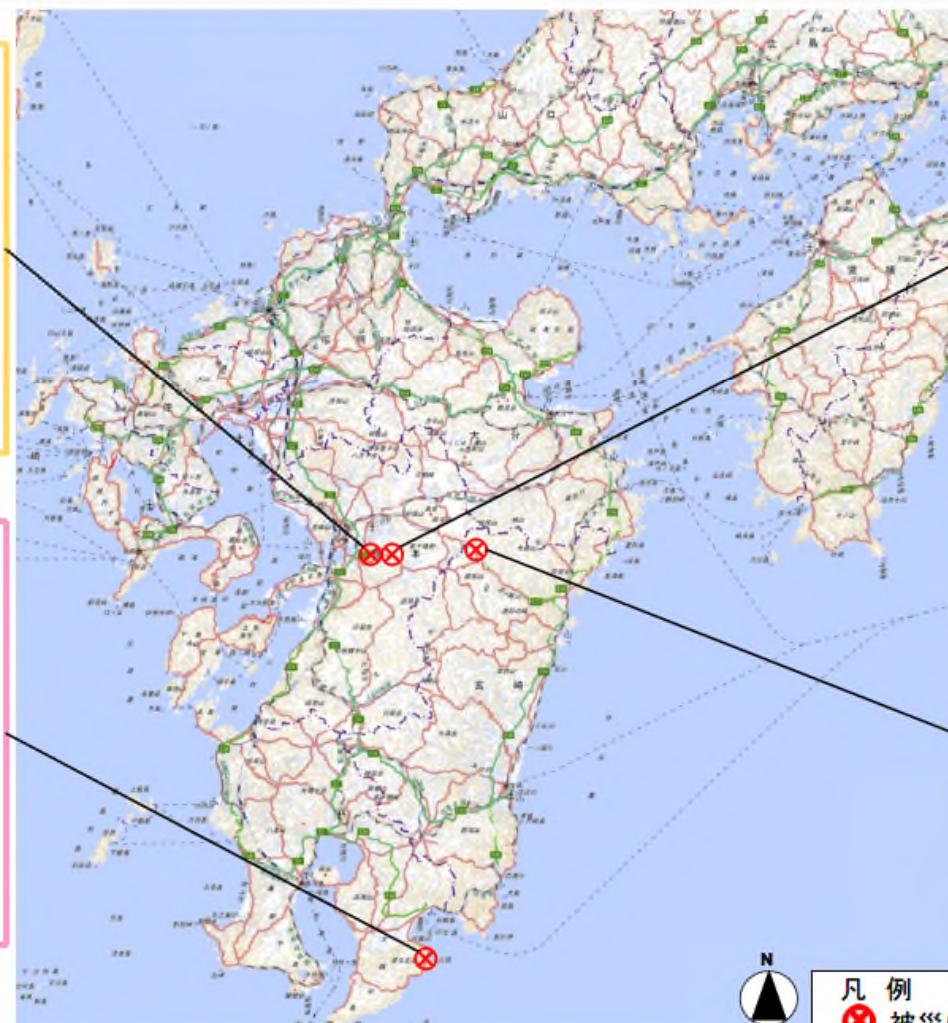
国道448号[7/3 21:00～通行止め]

きもつきぐん きもつきちょうきたかた
鹿児島県肝属郡肝付町北方
土砂崩れ



国道325号[7/3 7:00～通行止め]

にしうすきぐん たかちほちょう しもの
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野
法面崩落



凡 例

- 被災による通行止め
(高速道路、直轄国道、補助国道、地方道)

6月29日からの大雨による鉄道の主な被害状況について

令和5年7月6日7:00時点

山口県内及び大分県内における施設被害により、2事業者3路線で運転見合わせ中



令和5年6月29日からの大雨に対する国土交通省の対応

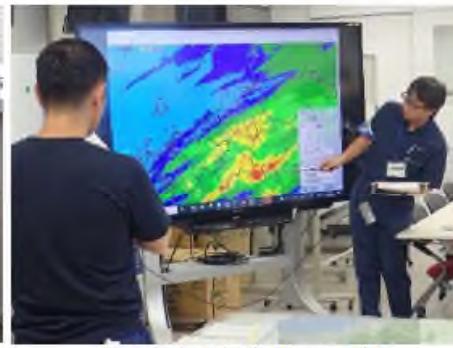
- 梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んで、前線の活動が活発となり、**山口県や熊本県で線状降水帯が発生した。**この影響で、各地で土砂崩れや浸水等の被害が発生した。
- 国土交通省では、中国、四国、九州地方の地方公共団体へ**TEC-FORCE等を派遣し**、リエゾン活動、気象解説(JETT)、**浸水排除、給水支援、被災状況調査などの自治体支援を実施した。**
- 発災直後より防災ヘリ(おりづる号、はるかぜ号)による広域の被災状況調査を行い、**浸水や土砂災害等の被害全容把握を実施した。**
- 水道施設被災により大規模な断水が発生した山口県美祢市に給水機能付き散水車を貸与した。

■リエゾン、JETTによる情報支援

- リエゾンによる支援ニーズの聞き取り、支援内容の調整、JETTによる気象情報の提供等を実施



支援ニーズ等の聞き取り(山口県宇部市)



気象情報を提供(福岡県庁)

■防災ヘリによる広域被災調査

- 上空から浸水箇所や土砂災害等の広域被災状況調査を行い、調査映像を自治体と共有



防災ヘリによる広域調査(熊本県内)



調査映像をリアルタイム共有(山口県美祢市)

■自治体が管理する公共施設の被災状況調査

- 道路、河川の公共施設等の被害箇所を調査し、結果を自治体へ報告



道路の被災状況調査(山口県美祢市)



河川の被災状況調査(山口県美祢市)

■災害対策用機械による支援活動

- 各地で発生した浸水の排除を実施



排水ポンプ車による排水活動(愛媛県大洲市)

■給水支援活動

- 山口県美祢市に対し、給水機能付散水車の貸出し支援を実施



給水機能付き散水車による給水活動の支援(山口県美祢市)

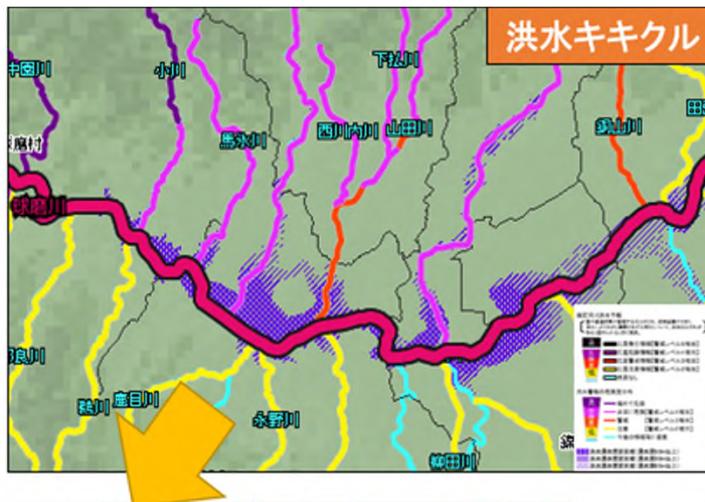
③ 洪水に関する危険度情報の一体的発信

「国管理河川の洪水の危険度分布※」 (水害リスクライン)

※ 大河川のきめ細かな越水・溢水の危険度を伝える

「洪水警報の危険度分布※」 (洪水キキクル)

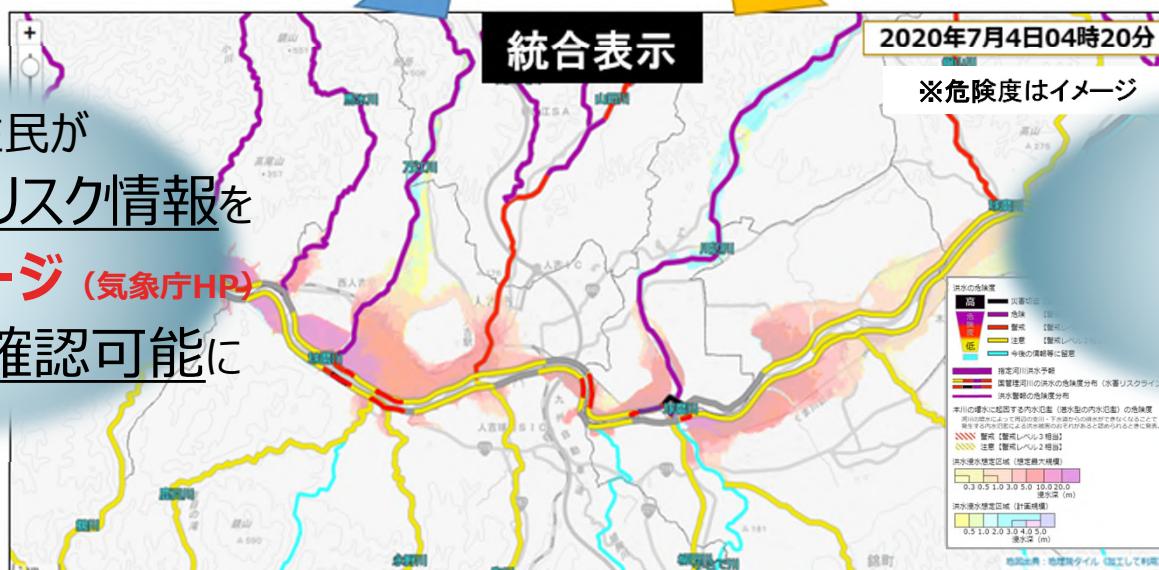
※ 中小河川の洪水危険度を伝える



統合表示

自治体・住民が
それぞれの詳細なリスク情報を
洪水キックルページ (気象庁HP)
でワンストップで確認可能に

令和5年
2月16日
運用開始



水害リスクライン

避難情報に関するガイドラインに一部加筆

「国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）」について

国管理河川では、数 km～数十 km の予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位（水面形）を計算により推定し、左右岸それぞれ、概ね200m ごとの洪水の危険度分布（水害リスクライン）を令和 2 年より提供している。

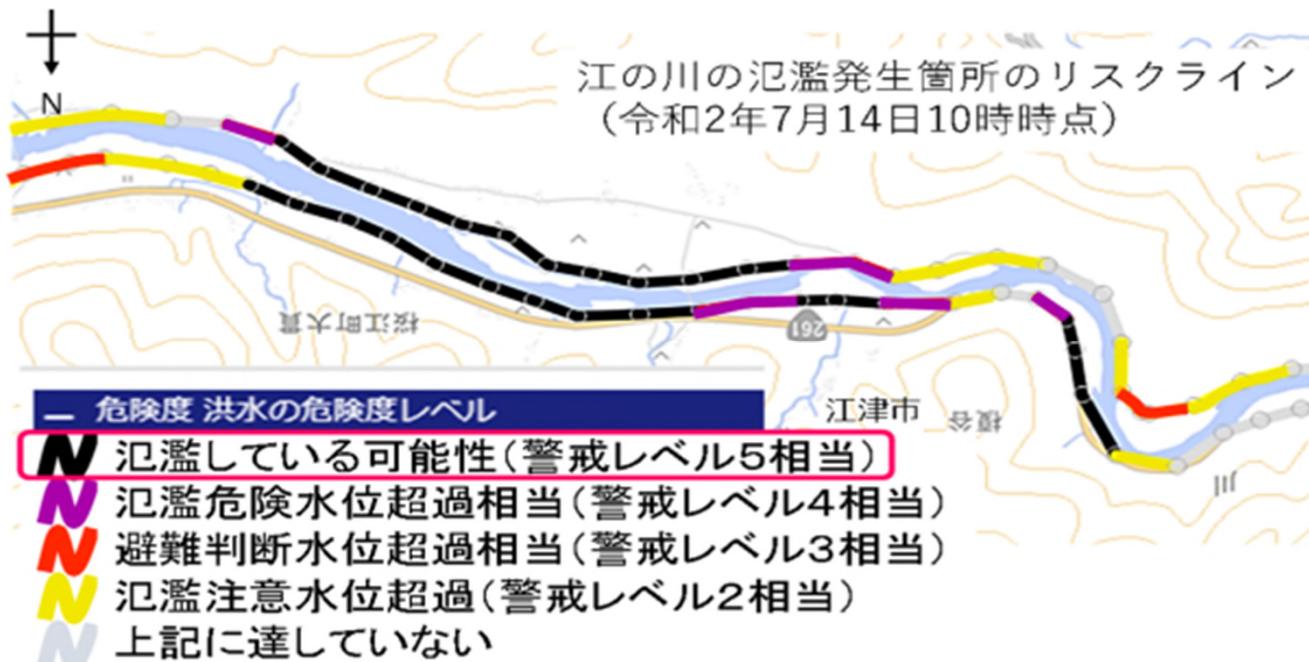
概ね200mごとに推定した水位が、堤防等の高さを超過し、氾濫している可能性のある箇所を黒色（警戒レベル 5 相当情報）で表示するなど、各箇所の危険度をきめ細かく把握できることから、避難情報発令の参考にできる。

<https://frl.river.go.jp/>（一般向けに現況値を提供）

※市町村向けサイトでは、6 時間先までの水位予測や危険度分布を提供。



実際の河川の状況



洪水キキクル

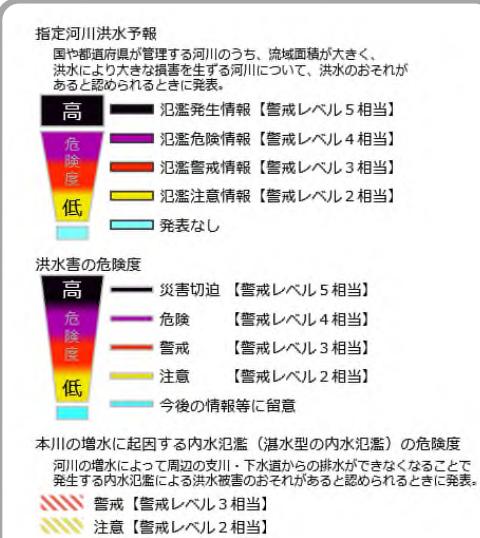
避難情報に関するガイドラインに一部加筆

洪水警報の危険度分布について

「洪水警報の危険度分布」は、洪水警報を補足する情報である。指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示している。

令和3年2月24日より、気象庁ホームページがリニューアルされ、雨雲画像と3種類の危険度分布（土砂災害、浸水害、洪水災害）を一つの画面で監視できるようになっている。

(https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level)



水害リスクラインと洪水キキクルの特徴

| | 水害リスクライン | 洪水キキクル |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| 対象河川 | 国管理の指定河川洪水予報区域 (大河川) | 水位周知河川及びその他の河川 (中小河川) |
| 利用予測時間 | 6時間先まで | 3時間先まで |
| 危険度の示す意味※ | 該当箇所の越水・溢水の危険度 | 該当箇所の洪水災害発生の危険度 |
| 危険度の表示方法 | 河川の左右岸それぞれの危険度を表示(概ね200m毎) | 河川の流路に沿って危険度を表示(概ね1kmメッシュ) |
| 危険度判定の指標 | 縦断的な計算水位 | 流域雨量指数 |
| 危険度判定の基準 | 該当箇所の堤防の高さを基に定めた基準水位と指標を比較 | 過去災害を基に定めた基準値と指標を比較 |

※該当箇所の危険度であり、同氾濫域における別の箇所からの浸水リスクまで考慮したものではない。

閲覧画面のイメージ

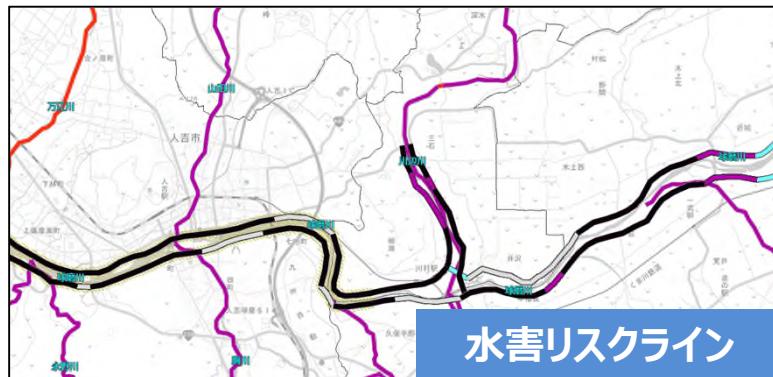
表示画面を拡大することにより、詳細な危険度の閲覧が可能。

- 拡大時：「水害リスクライン」の詳細な危険度を表示
- 縮小時：これまで通り「指定河川洪水予報の発表状況」を表示

※ 県の指定河川洪水予報区域：
拡大時これまで通り「指定河川洪水予報の発表状況」を表示

※ 一定時間以上水害リスクラインが廻延した場合（障害等含む）：
拡大時も「指定河川洪水予報の発表状況」を表示

拡大



縮小



④ 学校における水害対策の推進

学校における水害対策の推進

事務連絡

令和5年5月30日

北海道開発局河川管理課 河川情報管理官 殿

各地方整備局 水災害予報センター長 殿

水災害対策センター長 殿

沖縄総合事務局低潮線保全局 殿

水管理・国土保全局河川環境課

水防企画室 課長補佐

「学校における水害対策の推進について（通知）」について (周知及び協力依頼)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長及び総合教育政策局長から、5月30日付けで各都道府県知事等へ標記通知が発出されました（別添参照）。

本件通知には、「各地方整備局の河川事務所等において、マイ・タイムライン講習会等が開催されている事例があり、学校からの要請を受けて講師の派遣が行われているほか、国土交通省や地方公共団体がマイ・タイムライン作成支援のための資料を作成し、Webページで公表されているのであわせてご活用ください」との記載があります。

水防行政を所管する国土交通省として、マイ・タイムライン作成支援等を積極的に進めていくことが重要であることから、本件通知を北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局の河川事務所等に対して周知するとともに、学校等から協力依頼があった場合には、市町村防災部局と連携の上、適切に対応いただきますようお願いします。

学校における水害対策の推進

学校の水害対策に資する方策として、「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」と「マイ・タイムライン」に関する情報をまとめましたので、お知らせします。各学校におかれましては、これらを参考に水害対策の推進に取り組むようお願いします。

5 文科施第 187 号

令和 5 年 5 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 团 体 の 長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

笠 原 隆

(公印省略)

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

(公印省略)

学校における水害対策の推進について（通知）

近年の頻発化・激甚化する豪雨等により、学校施設においても大きな被害が発生しています。また、全国の公立学校の約 20%が浸水想定区域に立地していますが、浸水対策が十分であるとはいえない状況にあります。また、令和 3 年度の流域治水関連法の制定等により、学校を含めた、流域に関わる全ての関係者による治水対策の取組が求められています。

こうしたことを受け、文部科学省としては、学校の水害対策に資する方策について、下記のとおりまとめました。各学校設置者や学校におかれましては、これらを参考の上、ハード面・ソフト面の両面から水害対策を推進するようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、所管の学校法人等に対して、各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれましては、所管の附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれましては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

記

1. 「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開のための 頼やかな学校施設を目指して～」について

文部科学省では、令和 3 年 12 月から「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：中埜良昭 東京大学生産技術研究所教授）を開催し、今後の学校施設の水害対策の基本的な考え方や具体的な検討手順等について検討を行い、このたび、手引として取りまとめました（別添）。

本手引では、①水害に対して学校施設が担う役割、②水害リスクを踏まえた浸水対策の必要性、③治水担当や防災担当の関係部局との連携体制の構築等の基本的な考え方を踏まえて、想定される浸水の深さや発生頻度等を踏まえた学校施設の水害対策の方向性や優先度、個々の学校施設の対策内容等の水害対策の具体的な検討手順等を示しています。

各学校設置者におかれましては、本手引を参考としつつ、関係部局等からの協力を得ながら、学校施設の水害対策に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、整備に際しては、老朽化対策などの整備と合わせて実施することも視野に入れ、検討をいただくようお願いいたします。

なお、本手引を踏まえて学校施設の水害対策に取り組むに当たり、治水担当部局、防災部局等に対しても、教育委員会等の学校設置者との連携の強化を要請する事務連絡を、内閣府（防災担当）及び国土交通省との連名で発出していることを申し添えます。

（別添資料）

「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」（概要）

※手引本文等については、下記 HP に掲載しています。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00002.html



（QR コード）

2. 水害に備えた防災教育（マイ・タイムラインの活用）について

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものです。

マイ・タイムラインを作成することで「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を可視化し、共有することができます。いざというときに、それぞれが先を見越しながら適切に対応することができるだ

学校における水害対策の推進

けでなく、災害対応時にチェックリストとしても活用が可能です。また、その作成過程において防災や災害に関する基本的知識の学習に加えて、台風や大雨といった災害のイメージを具体的に描きながらより実践的・実効的な防災教育が期待できます。

水害対策の推進に当たっては、各自治体の関係部局との連携や各地域の水防団（消防団）から協力を得ることが有効です。また、各地方整備局の河川事務所等において、マイ・タイムライン講習会等が開催されている事例があり、学校からの要請を受けて講師の派遣が行われているほか、国土交通省や地方公共団体がマイ・タイムライン作成支援のための資料を作成し、Webページで公表されているのであわせてご活用ください。

これらのマイ・タイムラインに関する情報は、1の手引に関する情報とともに、学校における水害対策として、文部科学省の学校安全ポータルサイトにて集約・公表していますので、ご活用ください。

（参考資料1）

文部科学省 学校安全ポータルサイト

※「学校の水害対策について」の特設ページはこちら

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/suigaibousai/index.html>



（QRコード）

（参考資料2）

国土交通省 マイ・タイムライン

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/mytimeline/index.html>



（QRコード）

（参考資料3）

国土交通省 防災教育ポータル

（防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・授業で使用できる動画等のコンテンツを収録したポータルサイト）

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



（QRコード）

【問い合わせ先】

（1. に関すること）

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付

亀井、勝又

電話：03-5253-4111（内線 3184）

メール：bousai@mext.go.jp

（2. に関すること）

総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室防災教育係

林、奥矢

電話：03-5253-4111（内線 2670）

メール：anzen@mext.go.jp

学校における水害対策の推進

国土交通省 北海道開発局
網走開発建設部 出前講座

News Letter



川の防災学習会 in 北見市立中央小学校

2022

「川の防災学習」実施レポート

◆開催概要◆

令和5年2月2日(木)、北見市立中央小学校において、今年度初めて4年生2クラスを対象に「川の防災学習会」を開催しました。

中央小学校では、4学年総合的な学習の時間において「ぼくらの街を守り隊」として防災・減災に関して学びを深めており、その中で「河川災害・防災」に関する出前授業を実施しました。

◆実施内容◆

はじめに、令和3年8月豪雨で被災した佐賀県六角川と令和4年8月の大雪で被害を受けた本州各地の写真から、水害が毎年のように起こっていること認識してもらいました。



毎年のように繰り返す豪雨災害の様子を確認

後半は、水害時の避難について学習。ハザードマップの色分けによる浸水深の違いをスケールで示すと、あまりの深さに児童たちから驚きの声が上がりました。また、【北見市防災いつでもノート(2015年北見市)】に書かれている標準的な準備品の中から、水害時の避難で何が必要なのか考え、どれぐらいの荷物になるか体感してもらいました。

最後に、素足や長靴で避難しないことや、漬つて見えない足元の安全を確認するために棒をもって歩くことなど、避難時の注意点を確認してもらいました。



「これは何に使う?」
様々な避難グッズに興味津々
「3mってどのくらい?」
ちょうど教室の天井の高さ!
自分の家は大丈夫かな?
ハザードマップで確認
一人分の非常持出品の
多さと重さを体感しました

～知つて得する 防災に関する情報～

全国各地で毎年のように水害が発生しており、昨年も、東北や北陸などで被害が発生しました。

災害から身を守るために、自らが最新の情報を収集し避難行動へつなげることが効果的です。最新の河川水位や気象など避難につなげる情報は、インターネット(国交省「川の防災情報」・気象庁「キキクル」など)のほかテレビのデータ放送でも確認できます。

避難行動の際には是非ご活用ください。

データ放送の画面
情報はテレビのデータ放送から確認・収集を!



カップを川に、ボールを水に見立てて下流へ渡します



川のカーブの外側と内側どちらが削れるかな?

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】 0157-23-6118 【FAX】 0157-23-6126

国土交通省 北海道開発局
網走開発建設部 出前講座

News Letter

2022

川の防災学習会 in 北見市立小泉小学校

「マイタイムライン」実施レポート

◆開催概要◆

令和4年12月13日(火)、北見市立小泉小学校において、6年生2クラスを対象に「川の防災学習会」を開催しました。

小泉小学校では、平成20年から4～6学年を対象として「川の環境・防災学習会」を総合的な学習の時間において実施しています。昨年度から、流域治水の取組として、「いつ」「何をするか」を整理した『マイタイムライン』を作成しています。



行動を「見える化」した「マイタイムライン」

◆実施内容◆

はじめに、昨年度の学習内容の振り返りとして、毎年日本のどこかで自然災害が起こっていることや、小泉小学校の周辺は水害の危険性があることを、児童たちに再確認してもらいました。



「流域とは?」カップの水で流域について学習しました

次に、流域に関わるみんなで水害を考え対策する「流域治水」の話題をした後、マイタイムライン作成ツール『逃げキッド』を使い、災害が起きそうなとき私達はどんな備えをするとよいか各班で考え、発表し合ってもらいました。



水害にはどんな備えが必要か、どんな順番で準備するとよいか班ごとに意見交換しながら考えました

後半では、「非常持出品」の準備に挑戦。ハザードマップ【北見市防災いつでもノート(2015年北見市)】に書かれている標準的な準備品の中から、水害時の避難で何が必要なのか考え、どれぐらいの荷物になるか体感しました。児童からは「水だけではバックがいっぱい」「携帯トイレはどうやって使うの?」などの声が上がっていました。

最後は、3年間の川の学習を振り返り、「水害から身を守るために、普段からどんなことを心掛けて生活すると良いか」をまとめ、水害に対する備え方を数人から発表してもらい、これまでの学習成果を確認することができました。



非常持出品リストをチェック



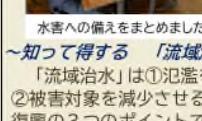
これで一人分の非常持出品



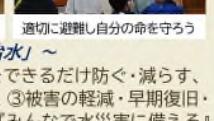
バッグに詰めていきます



「重くて一人で背負えない…」



水害への備えをまとめました



適切に避難し自分の命を守ろう

～知つて得する 「流域治水」～

「流域治水」は①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす、②被害対象を減少させる、③被害の軽減・早期復旧・復興の3つのポイントで『みんなで水害に備える』ことを意味しています。この機会にご家族みんなで防災について今一度考えてみてはいかがでしょうか。

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】 0157-23-6118 【FAX】 0157-23-6126

国土交通省 北海道開発局
網走開発建設部 出前講座

News Letter 2022

川の防災学習会 in 北見市立小泉小学校

「マイハザードマップ」実施レポート

◆開催概要◆

令和4年11月18日(金)、北見市立小泉小学校において、5年生2クラスを対象に「川の防災学習会」を開催しました。

小泉小学校では、平成20年から4~6学年を対象として「川の環境・防災学習会」を総合的な学習の時間において実施しています。

◆実施内容◆

はじめに、令和3年8月豪雨で被災した佐賀県六角川と平成28年8月に台風の影響を受けた常呂川の映像から、水害が身近にも起こりうること認識してもらいました。また、常呂川の洪水前後の写真や動画を見比べながら、増水した川では何が起こっているのかを児童皆さんで考えてもらいました。

次に、児童たちに4つの模型実験を見てもらいました。川から水があふれ出でていないのに街が浸水する「内水氾濫」、水圧でドアが開かなくなる「地下浸水」、強い上昇気流により起る「巻き」、流れる水の動きである「侵食・運搬・堆積」の実験を通して、大雨や風により起こりうる災害を学んでもらいました。



「モクモクした雲の下は…」「川のカーブでの流れの速さは…」いろいろな模型実験で現象を確認しました

後半では、各班に用意した大きな地図に、通学路周辺の水が集まりそうな場所や大雨が降った時に危険だと思う場所などを記入し「マイハザードマップ」を作成。児童たちは、小学校周辺の地形の特徴や避難場所、堤防の役割などをクイズ形式で学びました。

最後に、インターネットの「川の防災情報」を例に、災害・防災情報の入手方法を確認してもらいました。



~知つて得する 防災に関する情報~

全国各地で毎年のように水害が発生しており、今年は、7月14日からの大雨により東北地方などで、8月3日からの大雨により東北・北陸地方などで、9月18日に上陸した台風14号により九州・中国地方などで被害が発生しました。

災害から身を守るために、自らが最新の情報を収集し避難行動につなげることが効果的です。最新の河水位や気象など避難につなげる情報は、インターネット(国交省「川の防災情報」・気象庁「キキクル」など)のほかテレビのデータ放送でも確認できます。



情報はテレビのデータ放送から確認・収集を!

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】 0157-23-6118 【FAX】 0157-23-6126

国土交通省 北海道開発局
網走開発建設部 出前講座

News Letter 2022

川の防災学習会 in 北見市立端野小&端野中学校

「1日防災学校」実施レポート

◆開催概要◆

令和4年9月15日(木)、北見市立端野中学校を会場に実施された1日防災学校において、端野小学校6年生及び端野中学校2年生・3年生を対象に「マイ・タイムライン」を作成しました。



災害にはどんな種類が?

◆実施内容◆

『災害』の種類にはどのようなものがあるのかを確認したほか、令和4年8月3日からの大雨により被災した青森や福井・石川の様子や、平成28年8月の大霖により発生した北見市日吉地区の越水(堤防から水があふれる)被害影響を題材に、これまでに発生した水害に関して、動画や写真などを例示し災害の様子を確認しました。



「ここでベットの準備をして」「安否確認はいつする」…みんなで話し合いながらマイ・タイムラインを作り上げました

その後、常呂川のすぐた(延長・流域市町村)や、常呂川流域の中に降った水はすべて常呂川に集まることを確認しました。



それが考え助け合う『流域治水』という考え方

災害のうち「水害」は気象情報やハザードマップ等の情報を組合せることにより、いつ発生するか「予測」できます。これを踏まえ、学習の後半では、事前防災として「マイ・タイムライン」を作成しました。避難が完了し河川氾濫が発生する時を0時間として、台風が発生した3日前から何を準備し行動すべきかグループで考えました。また、自分はどんな準備や行動(そなえ)をするといいか考えました。



「非常持出品」の一人分の重さを体感しました!

~知つて得する 避難に関する情報~

令和3年5月20日より、避難情報が変更になったことはご存じでしょうか。変更された内容は、これまで使われてきた「避難勧告」が廃止されたほか、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」へ、警戒レベル4「避難勧告・避難指示(緊急)」は「避難指示」へ、警戒レベル5「災害発生情報」は「緊急安全確保」へ名称が変わっています。



警戒レベル5では、安全な避難はできず、命の危険がある状況とされています。警戒レベル4が発令されるまでに速やかに避難をし、ミズから(自ら・水から)命を守る行動をとるよう心掛けましょう。

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】 0157-23-6118 【FAX】 0157-23-6126

国土交通省 北海道開発局
網走開発建設部 出前講座

News Letter 2022



川の防災学習会 in 北見市立北光小学校

「マイハザードマップ」実施レポート

◆開催概要◆

令和4年9月13日(火)、北見市立北光小学校において、5年生2クラスを対象に「川の防災学習会」を開催しました。



水害が身近で起こった…?

後半では、各班に用意した大きな地図へ通学路周辺の水が集まりそうな場所や大雨が降った時に危険だと思う場所などを記入し「マイハザードマップ」を作成。小学校周辺の地形の特徴や避難場所、堤防の役割などをクイズ形式で学びました。最後に、災害・防災情報の入手方法としてテレビのデータ放送を実際に使い確認しました。



「ここは川が急に曲がっていて…」「大きな水たまりがあるよ…」など、みんなで話し合いながらハザードマップを作りました

◆実施内容◆

はじめに、令和3年8月豪雨により被災した佐賀県六角川の動画と平成28年8月に北海道を襲った台風の影響を題材に、児童の皆さんと当時の状況などを共有しました。また、身近にある無加川の洪水前後の写真や動画を見比べながら、増水した川では何が起こっているのかを考えました。



毎年のように繰り返す豪雨災害の様子を確認

その後、内水氾濫(川から水があふれ出でていないのに街が浸水)・地下浸水(水压でドアが閉かない)・竜巻(強い上昇気流による激しい突風)・流れる水の動きと土地の変化(大雨による土砂の侵食・運搬・堆積の流れ)の模型実験を見学してもらい、積乱雲などの下で見られる大雨や風の災害を確認しました。



「川の外側がけずれてその砂は…」「モクモクした雲の下は…」いろいろな模型実験で現象を確認しました

2022

国土交通省 北海道開発局
網走開発建設部

News Letter 2022



川の防災学習会 in 北見市立三輪小学校

「マイ・ハザードマップ」&「マイ・タイムライン」実施レポート

◆開催概要◆

令和4年9月8日(木)、北見市立三輪小学校において、5年生3クラスを対象に「川の防災学習会」を開催しました。

三輪小学校では5年生を対象に、令和2年から「川の環境学習会」を実施しており、今年度初めて「川の防災学習会」を行いました。



私たちの身の周りにはどんな危険がある?

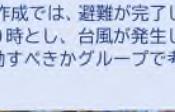
◆実施内容◆

はじめに、身近にある無加川の洪水前後の写真を見比べながら、洪水時の川では何が起こっているのかを皆で考えました。水は高いところから低いところへ流れ集まることを確認し、常呂川流域の中に降った水はすべて常呂川に集まることを確認しました。



流域内の水が集まることをコップの水で表現しました

その後、増水した川で起こる災害を例示し、守り切れない水害も発生することや、災害のなかでも「水害」は気象情報やハザードマップ等の情報を組合せることにより、いつ発生するか「予測」できることを説明し、事前防災として『マイ・タイムライン』『マイ・ハザードマップ』の2つを作成しました。



『マイ・タイムライン』作成では、避難が完了し、河川氾濫が発生する時を0時とし、台風が発生した3日前から何を準備し行動すべきかグループで考えました。



「ここは川がけずれそう」「大きな水たまりがあるよね…」みんなで話し合いながらハザードマップを作り上げました

おわりに、避難情報が出たときには命を守る行動(避難所への避難を基本)をとること、早め早めの準備が必要なことを確認し、まとめとしました。

~知つて得する 避難に関する情報~
令和3年5月20日より、避難情報が変更になったことはご存じでしょうか。これまで使われてきた「避難勧告」が廃止されたほか、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」へ、警戒レベル4「避難勧告・避難指示(緊急)」は「避難指示」へ、警戒レベル5「災害発生情報」は「緊急安全確保」へ名称が変わっています。

警戒レベル4が発令されるまでに速やかに避難をし、ミズから(自ら・水から)命を守る行動をとるように心掛けましょう。

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】 0157-23-6118 【FAX】 0157-23-6126

出前講座のお申込み・お問い合わせは下記連絡先へお寄せください

090-0802 北海道北見市田端町71番地

北海道開発局 網走開発建設部 北見河川事務所 計画課

【TEL】 0157-23-6118 【FAX】 0157-23-6126

⑤ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援
資料の周知及び訓練実施の促進

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の周知及び訓練実施の促進



事務連絡
令和5年4月7日

各都道府県 水防担当課長 殿
各都道府県 砂防担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室 課長補佐
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設において、大雨の際に円滑かつ迅速に避難を行うため、水防法及び土砂災害防止法では、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施及びそれらを市町村長に報告することが義務付けられています。

今般、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、下記の通り避難確保計画の作成や訓練について分かりやすくポイントをまとめたリーフレット及び動画を作成したほか、施設における訓練の実施にあたっての留意事項を取りまとめましたので、貴管内市町村に周知し、施設管理者等の適切な対応を促すようお願いします。

記

1. リーフレット及び動画の作成について

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を簡潔にまとめた、以下のリーフレット及び動画を作成しましたので、施設管理者等の避難確保計画作成や訓練実施の促進にご活用いただきますようお願いします。

① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

要配慮者利用施設の管理者等向けに、避難確保計画及び訓練の必要性や具体的内容について理解してもらうことを目的としたリーフレットです。

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を踏まえ、避難確保計画に定めるべき項目や、それを定める際の留意点等を簡潔にまとめているほか、訓練の種類や実施方法について掲載しています。

② リーフレット「水防法・土砂災害防止法が改正されました」

令和3年の水防法、土砂災害防止法の改正内容について解説するとともに、それらに定められた以下の内容について説明しています。

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ・避難訓練の実施・防災教育の実施
- ・市町村による助言・勧告について

「都道府県・市町村職員向け」、「施設の所有者・管理者向け」の2種類があります。

③ 動画「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」【別紙】

避難確保計画を作成する要配慮者利用施設の管理者等及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難の実効性を確保する上で注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画です。

この動画では、国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」、「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、避難確保計画に定めるべき項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL : <https://youtu.be/Va400F33ucs> 【国土交通省 YouTube】

2. 訓練の実施について

市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設が、訓練を実施しその結果を市町村に報告することは水防法及び土砂災害防止法に基づく義務であり、原則として年1回以上実施するよう通知しているところ、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に見直される予定であることも踏まえ、あらためて施設管理者等に対し適切な実施を促していただくようお願いします。

なお、訓練の実施方法については、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、施設職員による情報収集や情報伝達等の訓練、地図等を活用して避難路の検討を行う等の図上訓練などがあり、施設利用者の負担等を考慮して、訓練方法や参加人数を工夫することも可能であるとして、上記リーフレットにおいてもその旨記載していますので申し添えます。

【問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室 課長補佐 深町（内線35439）
津波水防係長 古橋（内線35457）
TEL : 03-5253-8111（代表） FAX : 03-5253-1603
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官 竹島（内線36152）
地震対策係長 鈴木（内線36154）
TEL : 03-5253-8111（代表） FAX : 03-5253-1610

国土交通省ウェブサイト「要配慮者利用施設の浸水対策」
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

別紙

避難確保計画作成支援動画

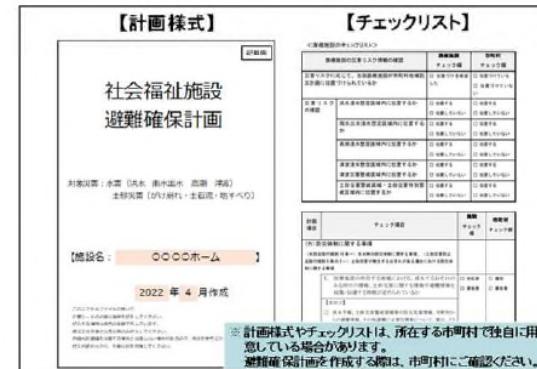
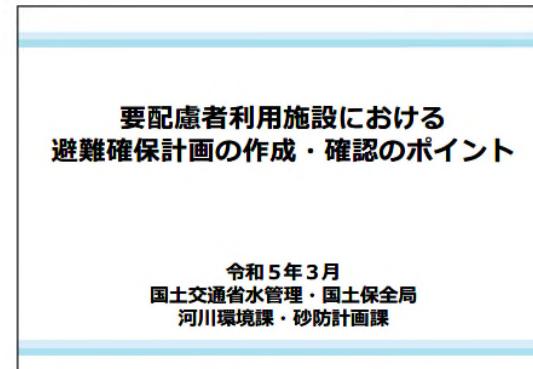
「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



【動画の画面例】



5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
 - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
 - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
 - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
 - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが“義務”づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

【関連ホームページ】（国土交通省）

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisubou/bousai-gensai-subou02.html>

・避難確保に関する
eラーニング教材
【動画】



<https://youtu.be/VtMlyW9Yow4>

・避難確保計画の
作成・活用のポイント
【動画】



<https://youtu.be/Va4OOf33ucs>

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111（代表）

（令和5年3月）

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が“義務”づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等自身の施設の特性について確認しましょう。
 - 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。



point

- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
 - ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
 - ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」をご活用ください

2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
 - また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



point

- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
 - ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

3 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
 - 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
 - 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

| | |
|-------------------------------|--|
| 立退き避難 基本の 避難行動 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。 ・避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。 |
| 屋内安全 確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設に災害リスクがあつても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。 ・ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。 |



point

- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
 - ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
 - ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
 - 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。



point

- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
 - ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の周知及び訓練実施の促進

都道府県・市町村の担当者の皆さんへ

令和3年

水防法・土砂災害防止法が改正されました

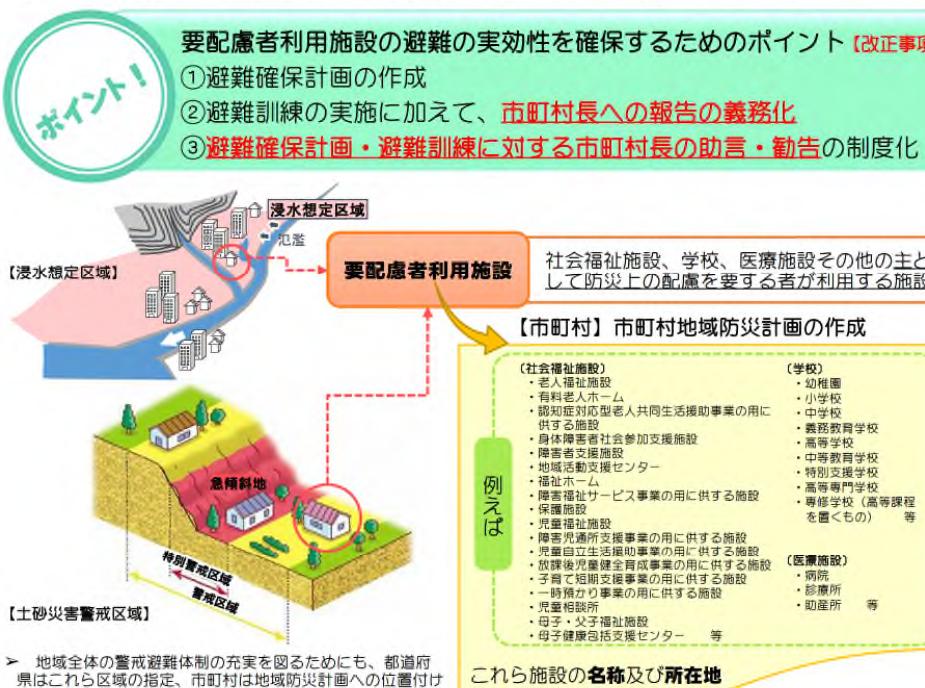
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対する市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント 【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、市町村長への報告の義務化
- ③避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化



1 避難確保計画作成の支援

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際に、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、避難確保計画の作成を促しましょう。（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対応する具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に避難確保計画に定める項目を加えることでも対応できます。）
- 避難確保計画の作成について、各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援を行うことが重要です。

市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができます。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、市町村長が指示・公表を行う際には、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望されます。

2 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上避難訓練を実施し、市町村長に結果を報告することが義務づけられています。
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、避難確保計画を見直すことが重要です。

3 助言・勧告

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省のチェックリスト※等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告を行います。

避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省のチェックリスト※等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告を行います。

 要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！

国土交通省 水管理・国土保全局

水防法関係 河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省ホームページ [要配慮者利用施設の浸水対策](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html) 

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



(令和5年3月)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の周知及び訓練実施の促進

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さんへ

令和3年

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、人等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

要配慮者利用施設 とは…
社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えれば

- (社会福祉施設)
- ・老人福祉施設
 - ・有能老人ホーム
 - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
 - ・障害者社会参加支援施設
 - ・障害者支援施設
 - ・地域活動支援センター
 - ・福祉ホーム
 - ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
 - ・保護施設
- (学校)
- ・幼稚園
 - ・義務教育学校
 - ・小学校
 - ・中学校
 - ・高等専門学校
 - ・中等教育学校
 - ・専修学校
- (医療施設)
- ・病院
 - ・診療所
 - ・助産所

※義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画**です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

2 避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども参加してもらうようにしましょう。
- 訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直しを行いましょう。
- 施設職員への防災教育のためには、**市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。

避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

3 適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関する事

施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関する事

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表)

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ [要配慮者利用施設の浸水対策](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensaisubou02.html)



（令和5年3月）

⑥ 常呂川下流地区水害タイムライン検討会

第10回 常呂川下流地区水害タイムライン検討会 開催概要

「常呂川下流地区水害タイムライン検討会」(第10回)

令和4年7月15日に、「常呂川下流地区水害タイムライン検討会(第10回)」をオンラインにて開催しました。タイムライン(事前防災行動計画)とは、災害が発生する前に地域住民が安全かつ円滑な避難を行うために、防災機関が連携して災害時に発生する状況を想定し共有したうえで、防災行動の項目やタイミングを検討・整理した計画です。

今回の検討会では、令和元年に作成した「常呂川下流地区水害タイムライン試行版」を用いて、防災行動の検証訓練を実施しました。

- 開催日時 令和4年7月15日(金) 9:00 ~ 16:30
- 実施場所 Web開催 (補助会場:常呂町公民館)および日吉・福山地区
- 参加機関 北見市、網走開発建設部、網走地方気象台、北海道オホーツク総合振興局、陸上自衛隊第6普通科連隊、北海道警察、北見地区消防組合、北見市社会福祉協議会、常呂町農業協同組合、常呂漁業協同組合、きたみ市商工会、北海道電力株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道北見バス株式会社、町内会(南町、共立、日吉、福山)、日吉・福山地区住民 計 15機関 125名

検証訓練の概要

今回の訓練は、北見市常呂自治区における水害発生を想定したシナリオを用いて、「常呂川下流地区水害タイムライン試行版」のタイムラインステージ2移行後の状況から開始しました。

訓練では、訓練用Webサイトにリアルタイムで気象情報、雨量、水位情報等を配信し、各機関がその状況を確認したうえで防災対応や住民避難に関する防災行動の手順を確認したほか、他機関との情報伝達のタイミングや手順、伝達内容を確認しました。

令和3年度に引き続きWeb会議ツールを活用し、タイムラインステージ移行や避難情報発令等の判断などの関係機関の協議を実施しました。常呂自治区の日吉・福山地区においては、コミュニティタイムラインを使用し住民への情報伝達とそれを受けての住民避難を実施しました。日吉地区においては、消防署員や消防団員などの現場対応者の現地活動の確認及び退避(安全確保)を実施しました。

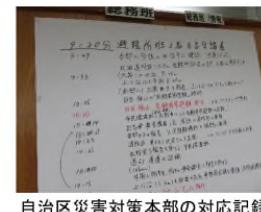
日吉・福山地区の一次避難場所である日吉会館では、訓練前日に感染症拡大予防を考慮した避難所設営を実施しました。



訓練の流れ(イメージ)



事務局によるTLステージ判断協議



自治区災害対策本部の対応記録

北見市常呂総合支所の訓練状況

北見市常呂総合支所では、支所庁舎内に自治区災害対策本部を設置しました。

自治区災害対策本部では、訓練用Web会議とは別回線で北見市本庁の災害対策本部とのWeb会議を常時接続して適宜、本庁との情報共有・協議を行いました。



北見市本庁の訓練状況

北見市本庁では、本庁庁舎内に災害対策本部を設置しました。

市長(役)に対する資料作成と報告、北海道防災情報システム(訓練モード)への入力、市民広報資料の作成等も併せて実施しました。

また、網走開発建設部および網走地方気象台からは北見市本庁にリエゾンを派遣し、情報提供・協議を行いました。



北見市本庁(災害対策本部)



リエゾンとの協議の様子

日吉・福山地区の住民避難訓練状況

日吉・福山地区ではコミュニティタイムラインに基づき、常呂総合支所からの情報連絡を受けて連絡網による避難情報の伝達確認と避難訓練を実施しました。

日吉・福山地区の一次避難場所である日吉会館では、訓練前日に感染症拡大予防を考慮した避難所設営を実施しました。当日は、避難者の受付や避難者名簿の整理などの対応を行いました。



町内会長からの電話連絡



要配慮者の避難支援



住民の避難訓練の様子



感染症対策として避難所入口での検温



避難者名簿への記入



避難所内の様子

日吉地区における現場対応訓練状況

日吉地区では、消防署や消防団が中心になり、現地活動の確認と現場対応者の退避(安全確保)に関する検証訓練を実施しました。現地活動の確認では、地区の巡回やその結果の通報を行いました。また、現場対応者の退避(安全確保)の手順や所要時間等の確認を実施しました。



立ち往生車両への対応



巡回による堤防漏水の発見



現場対応者の退避(安全確保)訓練

連絡・閉会

網走地方気象台から週末から週明けの気象予報に関する解説が行われた後、事務局からこれからの本格的な台風シーズンに向けて連携と対応を依頼し、第10回検討会は閉会となりました。

第11回 常呂川下流地区水害タイムライン検討会 開催概要

「常呂川下流地区水害タイムライン検討会」(第11回)

令和5年1月27日に「常呂川下流地区水害タイムライン検討会(第11回)」を、常呂町多目的研修センターにおいて開催しました。第6回検討会以来、約3年ぶりに参加者が一堂に会しての検討会開催となりました。

タイムライン(事前防災行動計画)とは、災害が発生する前に地域住民が安全かつ円滑な避難を行うために、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有したうえで、防災行動の項目やタイミングを検討・整理した計画です。

本検討会では、今年度の取り組みを振り返るとともに、有識者からご講演いただきました。

■ 開催日時 令和5年1月27日(金) 10:00 ~ 12:00

■ 実施場所 常呂町多目的研修センター1階大ホール

■ 参加機関 北見市、網走開発建設部、網走地方気象台、北海道オホーツク総合振興局、陸上自衛隊第6普通科連隊、北海道警察、北見地区消防組合、JA北海道厚生連常呂厚生病院、北見市第14民生委員児童委員協議会、常呂町農業協同組合、常呂漁業協同組合、北見市社会福祉協議会、常呂町建設業協会、北海道電力ネットワーク株式会社、町内会(日吉、福山、西町、共立、富丘) 計 19機関 69名

1. 市長挨拶

開会にあたり、辻北見市長から「災害時の適切な避難行動や防災情報の提供、人命救助などが重要であること。タイムラインはPDCAサイクルによる検討見直しが必要である」とし、訓練や今年度の振り返りを通じた今後のタイムラインや取り組みについて本会で議論していただきたい。本日は、よろしくお願いしたい。」と挨拶をいただきました。



2. 座長挨拶

座長である東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター松尾一郎客員教授から「この地域では平成28年8月の水害以降、幸いなことに大きな水害は発生していないが、確実に雨の降り方は変わってきていた。来るべきその時に備えて、日頃からこのタイムラインを活用することは重要なことである。この議論の場も有効に活用していただき、地域の関係者で情報を共有しながら取り組みを進められればよい。本日は、よろしくお願いしたい。」と挨拶をいただきました。

3. 議事

(1) 訓練の振り返り

事務局から、令和4年7月に実施した訓練の実施状況と参加者に対するアンケートの結果を説明しました。

アンケート結果では、「非常に有意義な取り組みであった。日吉・福山地区では大規模出水時に二次避難が必要となるため、それにあわせた消防機関や消防団等の現場対応者の行動も検討が必要であることが明らかとなった。避難に応じない住民やその後の避難状況の確認方法についても課題がある。」とのご意見やご指摘がありました。

根本アドバイザーから「大変素晴らしい取り組みであり、次年度以降も訓練を通じて課題の洗い出しとタイムラインの修正を行って欲しい。」との助言をいただきました。

松尾座長から「全員が逃げる社会を作るためにも、毎年訓練を続けて欲しい。」との助言をいただきました。

参加者から「現在の水位観測所の名称は、古い地名等から命名されているが、現在は地名が変更となっており住民によつては馴染みがなく位置が分かりにくい。」との意見がありました。



検討会会場

(2) 今年度の試行運用状況について

事務局から、今年度の出水状況とタイムライン試行運用について説明しました。

9月の三連休の台風第14号による影響が予想された際に、事務局会議において雨量や水位の予測情報を共有し、タイムライン運用を協議しました。事務局会議の結果は、メーリングリストで各機関に周知しました。

参加者から「鹿ノ子ダムの運用」に関する質問がありました。松尾座長から「口頭のみの説明では理解しにくい点もあると考えられるため、次回以降の検討会で具体的に説明した方がよい。」との助言をいただきました。

(3) 次年度の取り組みについて

事務局から、次年度の訓練計画案と、新年度の人事異動等への対応に関する説明について説明しました。

松尾座長から「住民避難訓練は、日吉・福山地区以外でコミュニティタイムラインに取り組んでいる地域の参加も視野に入れて検討を進めた方がよい。」との助言をいただきました。

4. 講演

『タイムラインが多くの命を守った』

〈東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 松尾 一郎 客員教授〉

球磨川水害タイムラインの取り組みは2015年から始まり、7年間に渡って取り組まれてきた。毎年、前線や台風が接近した時には、Webで危機感共有会議が行われ、タイムラインを活用してきた。なお、球磨村の渡地区が災害に弱く最初に氾濫する地域であるが、地域住民と協力してタイムラインを作成するなど、地域の人々が主体となって対策を進めてきた。球磨村では、村民防災会議など行政と住民が協力して災害に強い地域づくりを行う取り組みも進められており、災害に強いまちづくりを進めてきた。この中には、防災公園、ヘリポート、駐車場、体育館、学校を避難所として強化するなどの施設整備も含まれており、今回の水害では防災センターやデジタル無線、ドローンの導入による災害時の迅速な対応に繋がっている。球磨川の事例では、気象庁や地方自治体などが情報共有をする取り組みの中で「セカンドオピニオン」として、有識者を含めていたことも有効であったと考えている。

球磨川の災害後にアンケート調査やヒアリングを通じてタイムラインが活用できたのかどうかの検証を行った結果、コミュニティ内ではタイムラインが有効に機能し、被害の軽減につながったことが分かった。また、コミュニティ内での避難行動についても、コミュニティタイムラインの作成に熱心に取り組んでいた地域での動きが早かったことがわかった。このような被災事例や教訓を踏まえ、まちづくりひとつづくりを全体で考えていくことが重要である。

『知識と経験、地域性を活かして実現する災害対策』

〈日本赤十字北海道看護大学 災害対策教育センター 根本 昌宏 センター長〉

様々な自然災害が起こり得る日本では、防災の取り組みが不可欠であり、防災機関や関係者たちはこれを意識しているものの、住民の方々はそれほど意識していない場合がある。停電が生じると地域住民にとっては大きな問題となることにも留意する必要がある。また、避難指示が出された場合には、住民たちが指示に従い適切に避難できるようにすることが重要であり、特に身体的な制限がある人たちについては避難の支援が必要である。

災害時の避難行動では、移動手段として多くの人が車を利用することが想定される。ただし、大雨や洪水などの災害が発生した場合、車を使った移動は、通常は使えるルートが使えなくなる等の多くの制約を受ける可能性があることを認識する必要がある。また、住民が自動的に避難する場合にも、正しい情報伝達やそれを受けて適切な判断が求められる。そのためには、避難行動の避難計画を自治体や住民が一緒に作成し、それをを使った日頃からの訓練が重要である。

胆振東部地震では、災害関連死がわずか3人だった。この低い数字の背景には、避難所を快適な環境にすることに各機関が取り組んだ成果である。しかし、避難所での生活の質を上げることは困難が伴うため、住民やコミュニティで訓練を行い、自分たちでできることを増やすことが重要である。また、避難時には暑さや寒さ、環境の変化、虫害などの問題が発生するため、薬や必需品を持参することが必要である。避難所の環境を考える上では、トイレ、食事、寝床についての対策が重要である。食事については、夏場の食中毒対策を考慮し、普段に近い食事を提供することが理想的である。さらに、寝る場所についても考慮し、必要に応じて寝具を提供する必要がある。

災害に対する想像力を高め、共同体として住民の安全と健康を守る仕組みを構築することが重要である。



4. 連絡事項・閉会

事務局から「1月31日から3日間にわたり『タイムライン防災・カンファレンス2022in東京』が板橋区・足立区で開催され、その場で網走開発建設部と北見市から訓練の実施状況について事例紹介する。公開シンポジウムは、オンライン配信されるので、是非視聴していただきたい。」と連絡し、第11回検討会は閉会となりました。

⑦ オホーツク管内圏域水害タイムライン

オホーツク管内圏域水害タイムライン

1. 目的

- 圏域（流域）タイムラインは、「河川管理者（国、道）」、「気象台」、「振興局」と「自治体」との関係性を整理・見える化し、関係機関と共有する。
- さらに、河川情報や気象情報の提供やこれを受けた市町村による避難情報の発令あるいは個別地区の地域・地区の住民避難に繋げるため、圏域（流域）タイムラインと各種タイムライン（市町村タイムライン、コミュニティタイムラインなど）が階層的かつ相互に連携し、作成・活用されることを目指す。
- なお、圏域（流域）タイムラインは、個々の河川（流域）毎に作成するのではなく、オホーツク管内全体で作成し地域の状況を俯瞰できるものとする。

2. 圏域タイムラインの主な記載内容

- WEB会議ツールを使用した危機感の共有
- 各機関から発信する情報
- 圏域内の自治体等への助言や情報共有

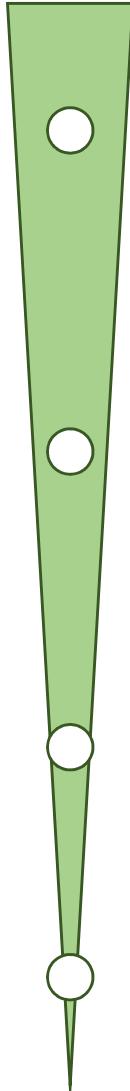
各種タイムラインの比較

空間スケールの
大きさ

名称

位置づけ

主な使用者



| | | | | | | | |
|--|--|--|--|------|--|--|--|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | </td | | | |

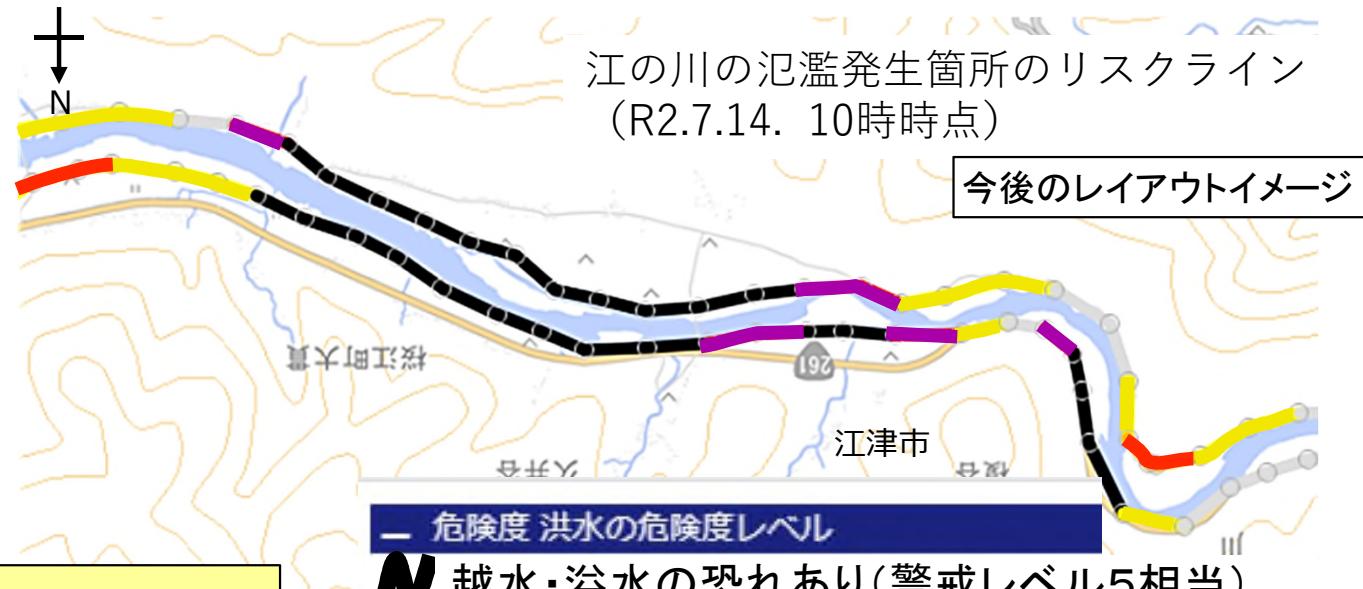
【参考】 河川の水位情報の入手方法

- ・国管理の洪水予報河川等の洪水の危険度分布（水害リスクライン）は、箇所毎の危険度をきめ細かく把握可能。

市町村は、予測水位も閲覧可能(ID・Passwordが必要なHP)。避難情報の発令判断に資する。
(一般には、現況の危険度のみを公表) (適宜、河川事務所長の助言を求めて欲しい)



実際の河川の状況



■市町村限定HP

URL: <https://frlg.river.go.jp/>

ID : Hkd_@_____

Pass:@_____

市町村毎にID・
PWに修正

危険度 洪水の危険度レベル

- 越水・溢水の恐れあり(警戒レベル5相当)
- 気象危険水位超過相当(警戒レベル4相当)
- 避難判断水位超過相当(警戒レベル3相当)
- 気象注意水位超過(警戒レベル2相当)
- 上記に達していない

■水害リスクライン：

- ・縦断的な水位(水面形)を左右岸それぞれ200m毎に計算により推定。箇所毎の危険度をきめ細かく把握可能。
- ・洪水の危険度として、推定の水位の堤防高さの超過(越水)が想定される箇所等を黒色(L 5相当)等で表示。
- ・対象：国管理河川の洪水予報河川 (R 2から提供)

URL: <https://frlg.river.go.jp/>



※市町村毎のID,PWあり

＜得られる情報＞

- ・水位上昇により危険な箇所が一目でわかる。

6時間先までの予測水位を閲覧可能

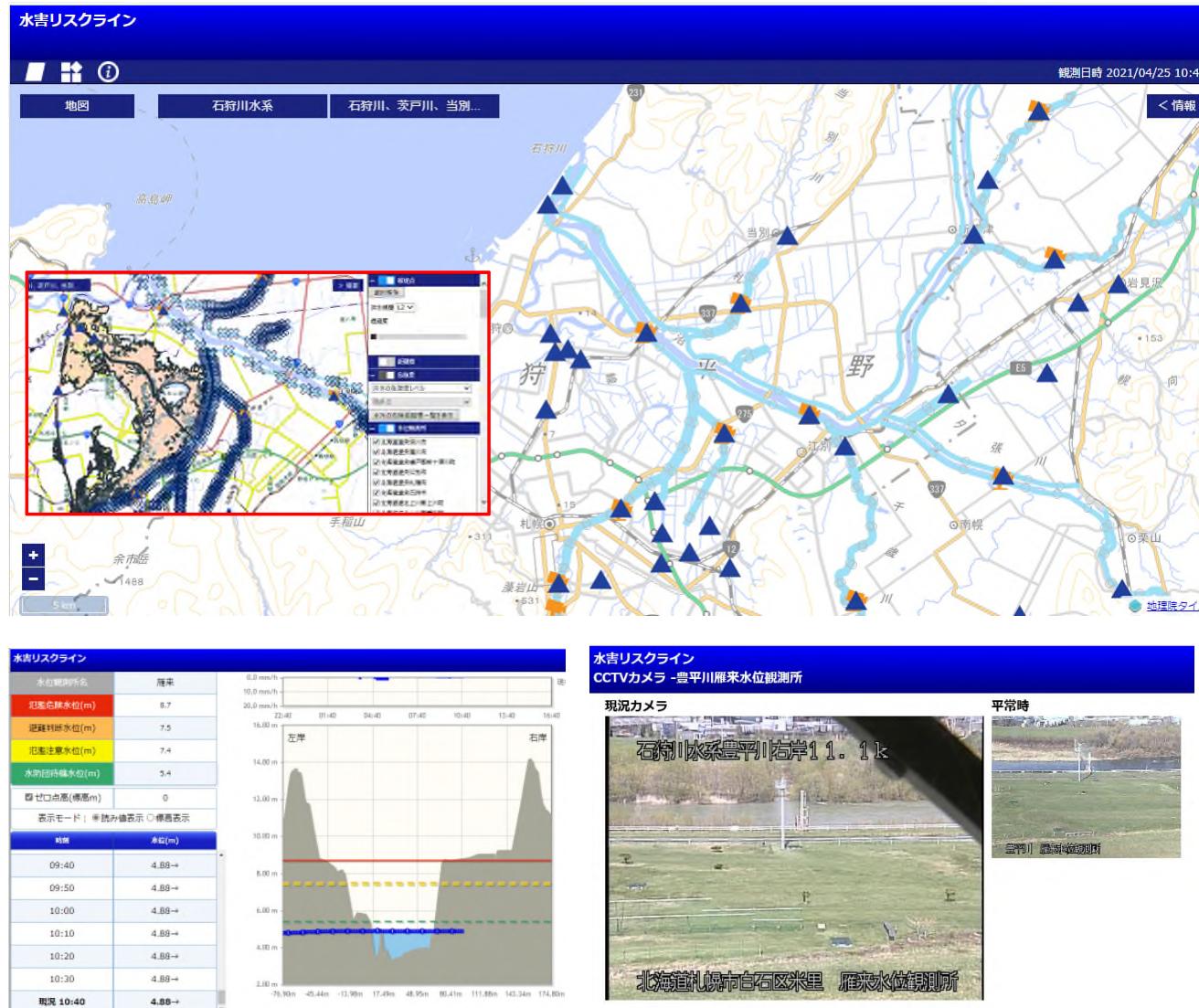
- ・河川監視カメラの画像が閲覧可能。

- ・決壊した場合の浸水想定・被害額が閲覧可能

＜活用例＞

・水位危険度が高い箇所を、効率的に探すことが可能。

URL: <https://frl.river.go.jp/>



※スマートフォンでも閲覧可能

＜得られる情報＞

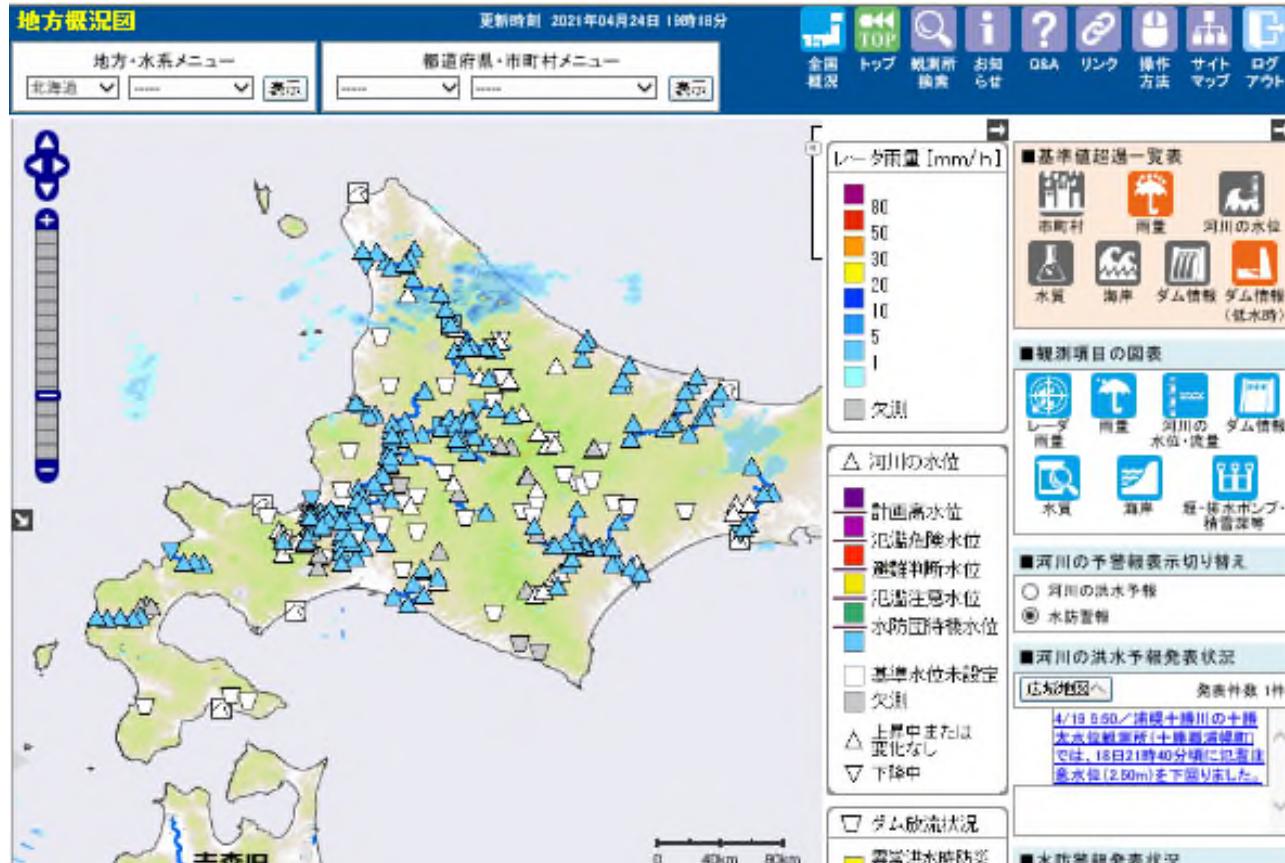
- ・水位上昇により危険な箇所が一目でわかる。
予測は無し
 - ・河川監視カメラの画像が閲覧可能。
 - ・決壊した場合の浸水想定が閲覧可能

＜活用例＞

- ・水位危険度が高い箇所を、効率的に探すことが可能。

※6時間先水位予測は、別URLで閲覧可能。市町村・JR・気象台のみ別途IDを配布している。

URL : <https://city.river.go.jp/kawabou/cityLogin.do>



※市町村毎のID,PWあり

＜得られる情報＞

- ・河川水位の監視
- ・予測水位無し
- ・レーダ雨量の監視
- ・6時間先までの予測降雨
- ・洪水予警報等発表状況

＜活用例＞

- ・情報量は「統一河川情報システム」より劣るが、スマートフォンからも閲覧可能。

- ・一般向け「川の防災情報」が住民をメインに改良されたため、河川管理者は市町村向けの方が活用しやすい。

URL: <https://www.river.go.jp/index>

国土交通省
川の防災情報

お知らせがあります。

全国の洪水の危険度（洪水予報等） ①

発表情報はありません。

情報の探し方を選ぶ

サイト内検索

フリー検索 市町村名から検索 河川名から検索 観測所名から検索

検索したいキーワードを入力してください（最大3つ）

検索

自宅等のリスクを調べる

登録した地点の状況を確認できます。

地点を登録 地点を登録 地点を登録

地図から探す

日本地図を拡大し、見たい地域を選択できます。

市町村から探す

市町村内の各種情報をまとめて確認できます。

並べて見る

気象や水害・土砂災害に関する今の情報を確認できます。（情報マルチモニタ）

情報の種類から探す

行政からの発表を調べる

洪水予報等 川の水位の状況や今後の見込みを伝える洪水予報。川の水位の状況を伝える水位測定情報。

ダム放流通知 ダムの放流に関するお知らせ。

川の状況を調べる

観測所等の地図情報 全国の観測所の水位や画像、ダムの状況を表示。

水害リスクライン 洪水の危険度の高まりを、地図上に概ね200mごと、両岸別で示した情報。

氾濫時の浸水範囲を調べる

洪水浸水想定区域図 大洪水で浸水するおそれがある区域。

操作指南

国土交通省
川の防災情報

お知らせ
新着情報

北海道の状況 その他地図

レーダ雨量 (XRAIN)

気象情報・河川・土砂災害情報地図

河川カメラ (→地図のカメラへ)

河川の水位情報

河川の危険性が高まっている河川

洪水予報、水位到達情報

リンクサイト

Greater Information for River MILIEU
気象・水文・土砂災害情報
あなたの天気・朝日新聞
YAHOO! JAPAN

リンク集

雨雲の動き
高齢者虐待防止アラート

※Edgeで閲覧
※スマートフォンでも閲覧可能

＜得られる情報＞

- ・河川水位の監視
危機管理型水位計の水位も
確認

予測水位無し

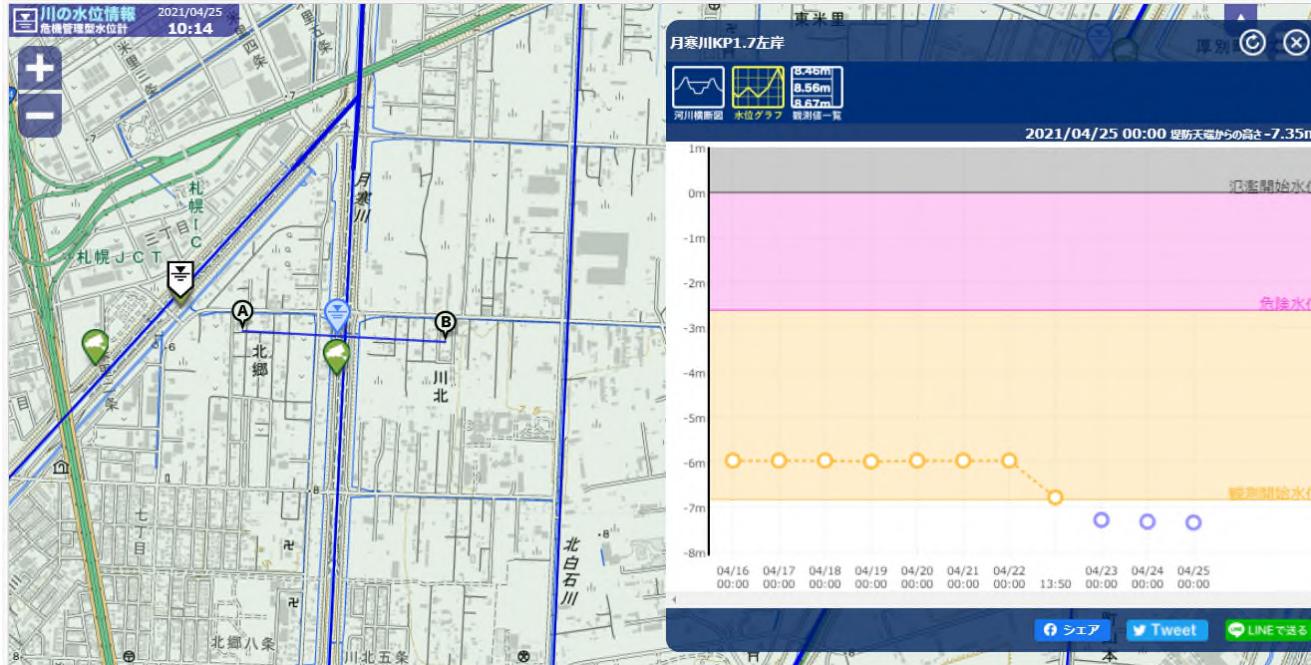
- ・レーダ雨量の監視
予測降雨無し
 - ・洪水予警報等発表

＜活用例＞

- ・自宅・移動中等でも、スマートフォンから閲覧可能。

・令和3年3月にリニューアル
(個人向け利用に特化)

URL: <https://k.river.go.jp/>



※Edgeで閲覧

※スマートフォンでも閲覧可能

＜得られる情報＞

・河川水位の監視

危機管理型水位計の水位
や簡易型河川監視カメラの映像も確認できる。

予測水位無し

＜活用例＞

・危機管理型水位計の観測
開始、危険水位・氾濫開始水位
を超過すると、地図が着色され
ため、効率的に危険な箇所を
探すことが可能。

・令和3年4月から川の防災
情報にも危機管理型水位計、
簡易型河川監視カメラも閲覧
可能。

今後のスケジュール（案）

令和5年 7月31日

第9回湧別川ほか・第9回渚滑川ほか減災対策協議会



令和6年 2～3月頃

第12回湧別川ほか・第13回渚滑川ほか減災対策
協議会幹事会



令和6年台風シーズン前に

第10回湧別川ほか・第10回渚滑川ほか減災対策協議会